令和８年

渡嘉敷村議会会議録

第１回臨時会（１月16日）	１日間
第２回定例会（３月11日～16日）	６日間

渡嘉敷村議会

目　　次

令和８年第１回臨時会（１月16日）

令和８年第１回渡嘉敷村議会臨時会会期日程 ･･････････････････････････････････ 1
出席議員 ･･･ 2
議事日程第１号 ･･･ 3
日程第１　　　　　　　会議録署名議員の指名について ･･････････････････････ 4
日程第２　　　　　　　会期の決定について ････････････････････････････････ 4
日程第３　議案第１号　船舶修繕請負契約（令和７年度フェリーとかしき中間検査受検工事）について ･･････････････････････････････････ 4
日程第４　議案第２号　令和７年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第５号）について･ 7
日程第５　議案第３号　令和７年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第４号）について ･･ 9

令和８年第２回定例会（３月11日）（１日目）

令和８年第２回渡嘉敷村議会定例会会期日程 ･･････････････････････････････････ 13
出席議員 ･･･ 14
議事日程第１号 ･･･ 15
日程第１　　　　　　　会議録署名議員の指名について ･･････････････････････ 16
日程第２　　　　　　　会期の決定について ････････････････････････････････ 16
日程第３　　　　　　　議長諸般の報告 ････････････････････････････････････ 16
日程第４　　　　　　　村長行政報告 ･･････････････････････････････････････ 17
日程第５　　　　　　　施政方針 ･･ 20
日程第６　　　　　　　一般質問について ･･････････････････････････････････ 32
日程第７　報告第１号　令和８年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について ･･ 67
日程第８　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について ･･････････････････ 68
日程第９　同意第１号　渡嘉敷村教育委員会教育長の任命について ････････････ 69
日程第10　議案第４号　沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について ･･ 70
日程第11　議案第５号　渡嘉敷村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について ･･････････････････････ 71
日程第12　議案第６号　渡嘉敷村コンクリート殻集積場管理条例の一部を改正する条例について ･･ 71
日程第13　議案第７号　固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について ････････････････････････････････････ 73

日程第14　議案第８号　渡嘉敷村船舶建造計画推進委員会設置条例の一部を改正する条例について ………………………………… 73
日程第15　議案第９号　渡嘉敷村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について ………………………… 75
日程第16　議案第10号　令和６年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第６号）について・ 76
日程第17　議案第11号　令和７年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第５号）について ……………………………………… 78
日程第18　議案第12号　令和７年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について ……………………………… 79
日程第19　議案第13号　令和７年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について ……………………………… 79
日程第20　議案第14号　令和７年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算（第３号）について ……………………………………… 81
日程第21　議案第15号　令和７年度渡嘉敷村下水道事業会計補正予算（第３号）について ……………………………………… 82

令和８年第２回定例会（３月12日）（２日目）

出席議員 …………………………………………………………… 85
議事日程第２号 ……………………………………………………… 86
日程第１　　　　　　　会議録署名議員の指名 ……………………………… 87
日程第２　議案第16号　令和８年度渡嘉敷村一般会計当初予算について ………… 87
日程第３　議案第17号　和８年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算について …… 89
日程第４　議案第18号　令和８年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算について……………………………………………… 90
日程第５　議案第19号　令和８年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算について ……………………………………………… 91
日程第６　議案第20号　令和８年度渡嘉敷村簡易水道事業会計当初予算について ‥ 92
日程第７　議案第21号　令和８年度渡嘉敷村下水道事業会計当初予算について …… 93
日程第８　議案第22号　渡嘉敷村過疎地域持続的発展計画の策定について ……… 94
日程第９　発議第１号　渡嘉敷村議会会議規則の一部を改正する規則について …… 95
日程第10　発議第２号　沖縄の離島振興に関する要望決議について ……………… 95
日程第11　発議第３号　日米地位協定の見直しに関する要望決議について ……… 96
日程第12　発議第４号　水難事故検証及び防止対策委員会の設置について ……… 98
日程第13　　　　　　　議員派遣の件について ……………………………… 99

令和８年

第１回渡嘉敷村議会臨時会

第１日目

１月16日

令和８年第１回渡嘉敷村議会（臨時会）会期日程

会期１日間　　自　令和８年１月16日
　　　　　　　至　令和８年１月16日

月　日	曜　日	区　分	日　　程
１月16日	金	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第１号、議案第２号、議案第３号

令和８年第１回渡嘉敷村議会臨時会は
令和８年１月16日(金)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期１日間
１日目

議員の出欠別

議席番号	氏　　　名	出欠別	議席番号	氏　　　名	出欠別
1	與那嶺　雅　晴	出	5	新　垣　一　史	出
2	欠　員		6	當　山　清　彦	出
3	玉　城　保　弘	出			
4	金　城　　　渉	出			

出席議員５名
会議録署名議員　１番　與那嶺雅晴議員　　３番　玉城保弘議員員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長　宇野昭子

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席 した者の氏名

職　　名	氏　　　名	職　　名	氏　　　名
村　　　長	新　里　武　広	観光産業課長	山　城　　　淳
副　村　長	神　里　敏　明	教　育　課　長	尾　崎　憲　男
教　育　長	金　城　　　満	民　生　課　長	新　垣　立　徳
総　務　課　長	新　垣　　　聡	船　舶　課　長	玉　城　広　喜
会　計　課　長	小　嶺　国　士		

終了：１月16日（金曜日）午前10時54分

令和８年第１回渡嘉敷村議会臨時会議事日程

令和８年１月16日（金）　　午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第１号）

日程	事件番号	件名
第１		会議録署名議員の指名について
第２		会期の決定について
第３	議案第１号	船舶修繕請負契約（令和７年度フェリーとかしき中間検査受検工事）について
第４	議案第２号	令和７年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第５号）について
第５	議案第３号	令和７年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第４号）について

○　當山清彦議長

おはようございます。ただいまから令和８年第１回渡嘉敷村議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、１番與那嶺雅晴議員、３番玉城保弘議員を指名します。

日程第２、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日１月16日の１日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日１月16日の１日間に決定いたしました。

日程第３、議案第１号、船舶修繕請負契約（令和７年度フェリーとかしき中間検査受検工事）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○　新里武広村長

おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第１号

船舶修繕請負契約について

令和７年度フェリーとかしき中間検査受検工事について、次のように船舶修繕請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第１項の規定により議会の議決を求める。

記

契約の目的	令和７年度フェリーとかしき中間検査受検工事
契約の方法	競争見積方式による随意契約
契約金額	66.671,000円
契約の相手方	住所　長崎県島原市港町５番地の２
	社名　島原ドック協業組合
	代表者氏名　代表理事　中村光孝

提案理由

令和７年度フェリーとかしき中間検査受検工事の船舶修繕請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を必要とする。

令和８年１月16日提出　渡嘉敷村長　新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○　當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○　５番　新垣一史議員

３点ほど聞きたいことがあります。まず１つ目に、競争見積方式ということなんですが、募集の方法、公募の方法と何社見積もりがあったのか。

２つ目に、昨年は12月定例でこの議案が上がっているんですけれど、この時期に直前にずれ込んでしまったのはどうしてなのかというのと。

あと３つ目ですね、資料として今朝資料をいただいたんですけれども、12月定例のときに道路工事の契約変更のときにも資料を付けてくださいという話をしていたんですが、当日の朝になった理由を聞かせてください。

○　玉城広喜船舶課長

質問にお答えいたします。まず、見積もり業者は５社に見積もりを依頼いたしまして、期限までに提出した業者が２社、期限をオーバーして提出した業者が１社、それから辞退した業者が２社ということになっております。その中で一番最低の見積もり契約を提示した業者と今回契約を締結したいということで議案に申し出ております。

今回少し遅れた原因についてはですね、仕様書を船長、機関長と話をしていく中で、なかなか仕様書が固まらない部分があったものですから、少しずれ込んで遅れての見積もり依頼となったものですから、12月議会にはちょっと間に合わなかったもんですから、今回臨時議会で提案したということになります。

当日資料を提出したことについては、この資料の中に単価が掲載されておりますので、この単価については業者が努力してつくった単価であるものですから、なるべく公表することは控えたいということで、当日に単価の追加見積書を提示したということになります。なるべく内密にしたい単価ですので、あんまり期間をおくとですね、もちろん信用ということはあるんですけど、そういう考えで当日の朝提示したということになっております。たいへん申し訳ありませんが、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○　５番　新垣一史議員

一応理解はしました。ただ仕様書のほうが遅くなったので臨時議会になったというのは分かったんですが、資料としていただいた資料で単価のほうが外部に漏れるのを極力避けたかったということなんですけれども、単価１個１個というよりも、最初に聞いた何社応募があって、単価じゃなくて金額、これ今決まったところの単価の資料が出ていますよね。見積もりがあったところの金額、２社で、因みに１社は期限内を過ぎたところも検討に入れているのかと、あと自分たちが欲しいのは、正直専門ではないので、単価１個１個見ても分からないんですよ。というよりは入札がきちんと行われたのかどうかという部分の、Ａ社、Ｂ社、Ｃ社みたいな感じでの金額。そういった資料を前もって欲しいというのが意

見なんですけど、それについてちょっと回答をお願いします。

○　玉城広喜船舶課長

議員の質問にお答えいたします。資料不足でたいへん申し訳ありませんでした。今私の手元のほうにありますので、これからコピーして配布するということでよろしいでしょうか。見積結果一覧というのがありますので、それを提示したいと思いますがよろしいでしょうか。

○　當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○　５番　新垣一史議員

資料の提示ありがとうございます。できればこれを早く欲しかった。これだったら大丈夫ですよ、単価載ってないので。やっぱり12月にも言ったんですけれど、こういった資料がないと僕らは検討しようがないので。

あともう１点、聞けるということで伺いたいんですが、昨年のドック費用ですね、約5千859万円、昨年と比べるとプラス800万円ほど多くなっていますが、その要因を教えていただけますか。

○　玉城広喜船舶課長

議員の質問にお答えいたします。明確な答えはですね、この業者についても聞いてはおりますが、なかなか明確な返事はしませんが、端的に物価高騰による部品代金の高騰、それから人件費も上げているということは、技術者の人件費ですね、それも申しておりましたので、そのへんの影響が大きいのかというふうに認識しております。

○　當山清彦議長

ほかに質疑はありませんか。

○　４番　金城渉議員

船舶課長、今、配布いただいた資料、これ日付けがないんですよ、いつのやつですか。

○　玉城広喜船舶課長

議員の質問にお答えいたします。先ほどあげた見積結果一覧の前に起案用紙が付いておりまして、その起案の方に決済日が付いております。令和７年12月15日に結果報告として決済をいただいております。

○　４番　金城渉議員

これ３回ですよね、１回休憩入れましょう。

○　當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

（「休憩お願いします」の声あり）

休憩いたします。

再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

（「休憩お願いします」の声あり）

休憩いたします。

再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第１号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第２号、令和７年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第５号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○　新里武広村長

議案第２号

令和７年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第５号）について

令和７年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第５号）を定めることについて、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を必要とする。

令和７年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第５号）

令和７年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第５号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3千427万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6千19万8千円とする。

２　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和８年１月16日提出　渡嘉敷村長　新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○　富山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〇　５番　新垣一史議員

物価高に対する支援の補正なんですけど、６ページの物価高騰対応重点支援地方創生交付金事業と、７ページの児童措置費について説明をお願いします。

〇　新里武広村長

今回の補正については物価高に対する補正が主なものとなっておりますので、担当課長のほうから、子育て応援支給手当て補助金については民生課長、その他物価高騰対応重点支援地方の創生臨時交付金を活用しての事業については、総務課長のほうから答弁させたいと思います。

〇　新垣聡総務課長

新垣議員のご質問にお答えいたします。物価高騰対策対応重点支援地方創生臨時交付金事業として、今回、食料品等の物価高騰に対する特別加算が推奨メニューとして国から示されていて、渡嘉敷村に対しての交付金が2千791万5千円となっております。それを村民一人当たり5万円の現金給付をプッシュ方式でやっていこうというふうに考えております。その事業費となっております。

〇　新垣立徳民生課長

議員の質問にお答えします。児童措置費のほうなんですけれども、こちらは国の補正予算に決定されました子ども家庭庁から出されました物価高対応子育て応援手当てとなります。こちらの内容は、０歳から高校３年生までの子ども一人当たり2万円の支給ということで計上しております。

〇　５番　新垣一史議員

総務のほうの現金給付事業、一人5万円はプッシュ方式ということなので、手続きは全く不要でいいのかと、あと民生課のほうの子育てのほうは、どういった手続きが必要になってくるのかを教えてください。

〇　新垣聡総務課長

全く手続きが要らないということではなく、こちらの方から通知をお送りして、必要のない方だけは返信していただくという方式を取ろうかというふうに考えております。

〇　新垣立徳民生課長

子ども手当のほうは、こちらから通知を出して、令和７年９月分の児童手当の支給対象者に対してはプッシュ型ということで考えております。10月１日以降から、令和８年３月31日までに出生した児童に対しては申請制を取ろうと考えております。

〇　５番　新垣一史議員

今日の議会を通ったら、給付時期はいつ頃を予定しているかお伺い致します。

〇　新垣聡総務課長

早急に対応していくというふうに考えておりまして、２月末までには給付したいなというふうに考えているところでございます。

○　新垣立徳民生課長

皆さまには１月下旬頃までには案内通知を各家庭に送付しまして、２月の早い時期に至急のほうを予定しております。

○　當山清彦議長

ほかに質疑ありませんか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第２号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第３号、令和７年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第４号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○　新里武広村長

議案第３号

令和７年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第４号）について

令和７年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第４号）を定めることについて、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を必要とする。

令和７年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第４号）

令和７年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第４号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ541万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4千675万2千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和８年１月16日提出　渡嘉敷村長　新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○　當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○　５番　新垣一史議員

休憩お願いします。

○　當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第３号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、令和８年第１回渡嘉敷村議会臨時会において議決された事件の条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会において議決された事件、条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和８年第１回渡嘉敷村議会臨時会を閉会いたします。

（閉会　午前10時54分）

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

渡 嘉 敷 村 議 会 議 長 ______________________

署名議員（議席番号１番）______________________

署名議員（議席番号３番）______________________

令和８年

第２回渡嘉敷村議会定例会

第１日目

３月11日

令和８年第２回渡嘉敷村議会（定例会）会期日程

会期６日間　自　令和８年３月11日
　　　　　　至　令和８年３月16日

月　日	曜　日	区　分	日　　　程
３月11日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 村長行政報告 施政方針 一般質問 会議録署名議員の指名 報告第１号、 諮問第１号 同意第１号 議案第４号、議案第５号、議案第６号 議案第７号、議案第８号、議案第９号 議案第10号、議案第11号、議案第12号 議案第13号、議案第14号、議案第15号
３月12日	木	本会議	会議録署名議員の指名 議案第16号、議案第17号、議案第18号 議案第19号、議案第20号、議案第21号 議案第22号 発議第１号、発議第２号、発議第３号 発議第４号 議員派遣の件

令和８年第２回渡嘉敷村議会定例会は
令和８年３月11日（水）午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期６日間
１日目

議員の出欠別

議席番号	氏　　名	出欠別	議席番号	氏　　名	出欠別
1	與那嶺　雅　晴	出	5	新　垣　一　史	出
2	欠　員		6	當　山　清　彦	出
3	玉　城　保　弘	出			
4	金　城　　渉	出			

出席議員５名
会議録署名議員　３番　玉城保弘議員　　４番　金城渉議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長　宇野昭子

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席 した者の氏名

職　　名	氏　　名	職　　名	氏　　名
村　　長	新　里　武　広	観光産業課長	山　城　　淳
副　村　長	神　里　敏　明	教　育　課　長	尾　崎　憲　男
教　育　長	金　城　　満	民　生　課　長	新　垣　立　徳
総　務　課　長	新　垣　　聡	船　舶　課　長	玉　城　広　喜
会　計　課　長	小　嶺　国　士		

終了：３月11日（水曜日）午後４時34分

令和８年第２回渡嘉敷村議会定例会議事日程

令和８年３月11日（水）　午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第１号）

日程	事件番号	件名
第１		会議録署名議員の指名について
第２		会期の決定について
第３		議長諸般の報告
第４		村長行政報告
第５		施政方針
第６		一般質問について
第７	報告第１号	令和８年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について
第８	諮問第１号	人権擁護委員候補者の推薦について
第９	同意第１号	渡嘉敷村教育委員会教育長の任命について
第10	議案第４号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について
第11	議案第５号	渡嘉敷村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
第12	議案第６号	渡嘉敷村コンクリート殻集積場管理条例の一部を改正する条例について
第13	議案第７号	固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について
第14	議案第８号	渡嘉敷村船舶建造計画推進委員会設置条例の一部を改正する条例について
第15	議案第９号	渡嘉敷村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
第16	議案第10号	令和７年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第６号）について
第17	議案第11号	令和７年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第５号）について
第18	議案第12号	令和７年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について
第19	議案第13号	令和７年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について
第20	議案第14号	令和７年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算（第３号）について
第21	議案第15号	令和７年度渡嘉敷村下水道事業会計補正予算（第３号）について

○　**當山清彦議長**

おはようございます。ただいまから令和８年第２回渡嘉敷村議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、３番玉城保弘議員、４番金城渉議員を指名いたします。

日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から３月16日までの６日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日から３月16日までの６日間に決定しました。

日程第３、議長の諸般の報告を行います。

諸般の報告の前に、例月出納検査の結果報告について、地方自治法第235条の２第３項の規定により村監査委員会から令和７年12月、令和８年１月、２月分の例月出納検査の結果報告があります。議員控え室に配置し、閲覧できるようにしてありますのでご参考にしてください。

なお、諸般の報告についてはお手元にお配りしたとおりであります。朗読は省略いたします。

議長諸般の報告

令和7年12月10日～令和８年3月10日

令和７年

12月10日（水）	令和７年第7回渡嘉敷村議会（12月）定例会（村議場）	
	議員協議会（村議会事務局）	
12月18日（木）	例月出納検査	監査

令和８年

１月８日（木）	第41回南部振興会表彰式・祝賀会並びに令和８年南部地区関係団体合同新年懇親会（自治会館）	議長
１月９日（金）	南部離島町村長議長連絡協議会定例会（自治会館）	議長
	南部地区市町村議会議長会役員会・定例総会（自治会館）	議長
１月10日（土）	渡嘉敷村　二十歳の集い（村中央公民館）	
１月15日（木）	渡嘉敷村　消防出初め式（漁協前広場）	
	例月出納検査	監査

１月16日（金） 令和８年第1回渡嘉敷村議会臨時会（村議場）
議員協議会（村議会事務局）
１月20日（火） 議会報告会及び意見交換会（村役場２階大会議室）
２月10日（火） 南部広域行政組合議会全員協議会・定例会（南部総合福祉センター） 議長
２月12日（木） 南部広域市町村圏事務組合議会定例会（自治会館） 議長
沖縄県介護保険広域連合議会全員協議会（沖縄県介護保険広域連合） 副議長
２月13日（金） 第72回沖縄県介護保険広域連合議会定例会（沖縄県介護保険広域連合） 副議長
２月16日（月） 議員協議会（村議会事務局）
２月17日（火） 慶良間諸島ステップアッププログラム第３回検討部会 副議長
（村役場２階大会議室）
２月18日（水） 例月出納検査 監査
２月24日（火） 沖縄県町村議会議長会定例理事会（自治会館） 議長
沖縄県町村議会議長会第55回定期総会（自治会館） 議長
※當山議長自治功労者表彰受賞（全国町村議会議長会・議員在職15年以上）
２月25日（水） 沖縄県離島振興市町村議会議長会第17回定期総会（自治会館） 議長
沖縄県離島振興市町村議会議長会研修会（自治会館）
２月26日（木） 沖縄県町村議会議員・事務局職員研修会（南風原町中央公民館）

以 上

渡嘉敷村議会議長 當山 清彦

〇 當山清彦議長

これで諸般の報告を終わります。

日程第４、村長の行政報告を行います。

〇 新里武広村長

おはようございます。行政報告の前に、本日３月11日は東日本大震災があった日で、今日で15年が経ったということでございます。その中において災害、防災についてはこれからもずっと考えていかなければいけない、対策していかなければいけない一つとして捉えておりますので、今一度全員で災害について考えてもらえればなというふうに思っております。

議長はじめ議員各位におかれましては、渡嘉敷村の二十歳の集い、消防出初め式、美ら島美化清掃、渡嘉敷小中学校の卒業式など地域行事への参加に心より感謝申し上げます。

なお、令和７年12月９日から令和８年３月10日までの行政報告につきましては、お手元に配布してあります書面のとおりでございます。なお、朗読は省略いたしますが、本定例会におきましても村民のためによい議論ができますことをお願い申し上げます。

以上でございます。

行政報告書

（令和７年12月９日～令和８年３月10日）

12/10(水) 10:00 渡嘉敷村議会12月定例会 議場
12/11(木) 16:40 沖縄県離島海運振興株式会社｢第46期定期株式総会」 沖縄船員会館
12/12(金) 11:00 沖縄森林審議会議案事前説明会 県庁
18:00 宮川学 前沖縄担当大使離任及び紀屋正彦沖縄担当大使レセプション
ザ・ナハテラス
12/14(日) 11:00 「美ら島エアフェスタ2025」 航空自衛隊那舗基地
12/15(月) 13:00 沖縄県森林審議会 県庁６階
13:30 自衛隊地方協力本部(防衛白書)神里副村長対応 村長室
12/19(金) 近畿大学 金城教育長、嘉数渡嘉敷小中学校校長、
～21(日) 西表阿波連小学校校長 近畿大学(東大阪)
12/24(水) 13:30 新垣健昭氏との土地関係協議 総務課土地係 大城随行
船舶課那覇事務所
12/27(土) 14:00 公明党 糸洲朝則 元沖縄県議会議員 告別式 那覇葬祭会館
12/31(水) フェリーとかしき、マリンライナーとかしき 終旅 海神宮
令和８年
1/ 1(木) 元 旦
1/ 2(金) フェリーとかしき、マリンライナーとかしき初旅祈願 海神宮
渡嘉敷区 新春の集い(合同成年祝い) 村中央公民館
1/ 5(月) 仕事始め(訓示)
1/ 7(水) 15:30 令和８年那覇港振興協議会新年祝賀名刺交換会(中締め挨拶)
パシフィックホテル沖縄
15:15 沖縄県町村会令和８年年始会 自治会館
1/ 8(木) 18:00 第41回 南部振興会表彰式・祝賀会
令和８年南部地区関係団体合同新年懇親会 自治会館
1/ 9(金) 11:30 南部離島町村長議長連絡協議会定例会自治会館
14:00 2026 公明党沖縄県本部「賀詞交換会」 ホテルモーリアクラシック
1/10(土) 12:00 渡嘉敷村二十歳の集い 村中央公民館
1/15(木) 12:00 令和８年渡嘉敷村消防出初式
1/16(金) 10:00 令和８年第１回渡嘉敷村議会臨時会 議場
1/17(土) 10:00 渡嘉敷村トリムマラソン、第46回渡嘉敷村駅伝競走大会
1/18(日) 10:30 第51普通科連隊創立15周年及びうるま会発足35周年記念行事 祝辞
那覇駐屯地体育館
1/19(月) 14:00 渡嘉敷村商工会女性部 全国推奨観光土産品推奨賞 報告 村長室

1/20(火) 16:00 渡嘉敷村教育委員会 教育委員(藤原・古波蔵) 表敬 村長室
1/22(木) 13:15 渡嘉敷小学校創立140周年記念事業 遊具除幕式 渡嘉敷小中学校
1/23(金) 14:30 南部広域行政組合「理事会」 南部総合福祉センター
1/24(土) 15:00 JTBオリジナルイベント「第139回森の賑わい沖縄」
沖縄コンベンションセンター
1/27(火) 13:30 沖縄振興会議及び市町村協議会 自治会館
15:30 持続可能な行政サービスの提供体制の構築に向けた「意見交換会」
自治会館
1/28(水) 9:30 沖縄振興特別措置法後期５年の沖縄振興に向けた政策提言(素案)
に係る意見交換会 県庁４階
1/29(木) 14:00 民生児童委員委嘱状交付 村長室
1/30(金) 10:00 おきなわフィナンシャルグループ 譜久村氏、他１人 表敬 村長室
14:00 北谷町観光協会大城事務局長表敬村長室
2/ 1(日) 15:30 第16回定期演奏会 陸上自衛隊第15音楽隊
沖縄コンベンション センター(劇場棟)
2/ 2(月) 10:00 第２回南部広域市町村圏事務組合「理事会」 自治会館
2/ 4(水) 8:30 第17回とかしきマラソン開催会議 村長室
14:00 国保連合会第３回理事会 国保会館
2/5(木) 9:30 南部市町村会 第３回定例総会 自治会館
14:10 沖縄県市町村職員互助会第２回理事会 自治会館
2/7(土) 第17回とかしきマラソン天候不良により中止
2/8(日) 衆議院議員選挙
2/10(火) 13:00 渡嘉敷診療所 下里Dr離任報告及び平田Dr着任予定あいさつ 村長室
2/11(水) 13:15 近畿大学総合社会学部 渡嘉敷合宿学生との語り合い 庁舎
2/13(金) 7:00 フェリーとかしきドック見送り(長崎県島原ドック協同組合) 泊埠頭
10:30 阿波連小学校学習発表会 阿波連小学校
2/17(火) 渡嘉敷村地震・津波避難訓練
18:30 国立青少年教育振興機構事業 増田明美氏 講演会
JAPAN TAIKEN MEET UP in OKINAWA 那覇市青年会館
2/18(水) 10:00 沖縄県地域振興協会「理事会」 自治会館
11:00 一般社団法人沖縄県市町村職員互助会 第26回定時総会
パシフィックホテル沖縄
2/19(木) 13:00 令和7年度「地域医療従事者」「地域おこし功労賞」表彰式 自治会館
14:00 第208回沖縄県町村会定期総会 自治会館
15:20 第154回沖縄県土地開発公社理事会 自治会館

16:10　沖縄県国民健康保険団体連合会通常総会　自治会館
2/20(金) 10:00　第148回沖縄県離島振興協議会定期総会　自治会館
11:00　第104回沖縄県過疎地域振興協議会定期総会　自治会館
2/25(水)　フェリーとかしきドック(長崎県島原ドック協同組合)視察等　長崎県
～27(金)　船舶課玉城那覇事務所長
3/ 2(月) 14:00　企業版ふるさと納税寄付金贈呈式並び意見交換　パレット久茂地
3/ 3(火) 15:00　令和８年４月１日付け人事異動内示　村長室
3/ 4(水) 11:30　沖縄県砂利採取事業協同組合への村運営に対する協力願い
沖縄砂利採取専業備同組合（宜野湾市）
3/ 7(土) 12:00　令和７年度渡嘉敷村立渡嘉敷小学校・中学校卒業式
渡小中学校体育館
18:00　令和７年度渡嘉敷村立渡嘉敷小学校・中学校卒業謝恩会
村中央公民館

以　上

〇　當山清彦議長

これで行政報告は終わりました。

日程第５、村長の施政方針を行います。

〇　新里武広村長

それでは、令和８年度施政方針を述べさせていただきたいと思います。

令和８年度施政方針

１）　はじめに

令和８年渡嘉敷村議会３月定例会の開会にあたり、令和８年度当初予算案をはじめとする諸議案のご審議に先立ら、村政運営に臨む私の基本的な考え方と所信の一端を申し述べ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和４年11月に村長に就任して以来、３年３か月余りにわたり、村民福祉の向上と安全・安心な村づくりを最優先に掲げ、諸課題の解決に全力で取り組んでまいりました。これまでの村政運営が一定の成果を得ることができましたのは、村民の皆様、事業者の皆様、そして議員各位の深いご理解とご協力の賜物であり、また、村内関係団体・機関、沖縄県並びに国からの多大なるご支援の結果であると、深く感謝申し上げます。

さて、我が村を取り巻く社会経済情勢は、人口減少や少子高齢化の進行、物価高騰、自然災害への備えなど、依然として厳しい状況が続いております。このような中にあっても、将来にわたり持続可能な村づくりを進めていくためには、長期的視点に立った施策の推進と、限られた財源を最大限に活用した効率的かつ効果的な行財政運営が不可欠であります。以上の認識のもと、令和８年度におきましては、これまでの施策の成果と課題を踏まえつつ、村民生活の安定と地域の活力向上を図るため、重点的に取り組む施策を中心に当初予

算案を編成いたしました。

これより、令和８年度当初予算案及び関連する諸議案につきまして、その概要と主な施策内容をご説明申し上げますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

２） 行財政運営について

行財政運営においては、「渡嘉敷村第五次総合計画」を基本とし、時代に合わせた新たな本村の将来像の設定とその実現に資する政策をまとめ、持続可能なむらづくりを進めるための新たな視点に立脚した行財政運営を継続して進めてまいります。財政基盤の強弱を示す本村の財政力指標は、0.10（令和７年度)となっており、県平均の0.38を下回り、自主財源確保は必要不可欠となっています。

人口減少や少子高齢化の進行、村民ニーズの多様化等により、財政状況の悪化が懸念される中、適切な行政運営や行政サービスの提供が求められています。財源が限られる中、ＩＣＴやＡＩ等の導入による業務の効率化を図るとともに、全庁的な連携体制や関係機関等との連携体制を強化し、本村の現状や住民ニーズ等に柔軟に対価することができる体制づくりを進める必要があります。自治体運営の効率化や、住民サービスの向上を図るために継続して組織改革とデジタル人材の育成を進めてまいります。

効果的・効率的な財政運営の推進については、ＰＤＣＡ（事業の評価)を徹底し一般財源による支出の優先順位を明確化、効率的な事業の見極めを実施、重点的配分を行ってまいります。財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに、事業効果や費用対効果など重要度、緊急度等を総合的に勘案し効果的・効率的な財政運営に努めてまいります。また、課税対象の的確な把握や、収納率の向上、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税への取り組みを強化し、自主財源の確保を図るとともに、国・県等の制度事業を積極的に活用しながら事業を展開していくとともに、村事業の進捗や成果を確認できる仕組みづくりと、新たに課(産業振興課:仮称)の設置に向け継続して取り組み健全で開かれた村政運営に努めてまいります。

３） 人材確保と育成について

本村の持続的な発展を支えるため、職場環境の充実、職員意識の改革、計画的な職員研修の充実を一体的に進め、人事評価を活用し、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成、職員の資質の向上への取り組みの推進に努めてまいります。

また、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化推進に向け、継続して自治体DXを推進し省力化に努めてまいります。

自治体DXを進めるにあたっては費用対効果等を検討したうえで必要に応じて行政手続等に対・する村民の負担軽減をはじめ、デジタル技術を活用して業務の効率化を図り施策等

新たな取り組みに注力できる環境を整えていくため、一昨年度から村と包括的連携協定を結んだ、おきなわフィナンシャルグループから派遣して頂いている専門的人材の活用を継続、また新たに民間企業からの外部登用による人材確保を図り、デジタル化による庁内業務の効率化を継続してまいります。

さらに、大学等との連携によるインターンシップ研修を積極的に受け入れ、将来の担い手となる人材との接点を拡大し、関係人口 ・交流人口の創出と人材確保につなげてまいります。

４） 沖縄振興特別推進市町村交付金について

沖縄振興特別推進市町村交付金、いわゆる一括交付金については、「観光総合推進事業」「美化清掃事業」「観光振興事業」「海域安全確保事業」「外国人対応スタッフ配置事業」「自動車航送コスト負担軽減事業」「小学校学習支援員配置事業」「児童・生徒派遣支援事業」「家庭教育支援事業」「ICT教育支援事業」など1〇事業を継続し、新規に「急患搬送体制機能強化事業」を実施してまいります。

５） 沖縄離島活性化推進事業費補助金について

国の直轄事業として平成29年3月に制定されました「沖縄離島活性化推進事業費補助金」については、同補助金を令和4年度から活用し、令和5年度に高速船の買取支援に伴う「離島航路安定化事業」、村外からの保育士・幼稚園教諭・看護師等の資格就労者を受入れるための「移住就労者用住宅確保事業」で、４棟の住宅整備を完了しております。また、本村を卒業し進学する生徒を対象に「渡嘉敷村十五の春支援事業」「渡嘉敷村高校生健康維持支援事業」を実施し、保護者の経済的負担軽減を図ってまいります。「離島住民等交通コスト負担軽減事業」につきましては、一括交付金事業にかわり引き続き沖縄県による離島の振興事業しての継続事業となります。

６） 令和８年度の施策の概要について

１．住民福祉と保健事業の推進

(１)高齢者福祉について

日本では、少子高齢化と人口減少が急速に進み、2025年には団塊の世代が75歳以上となり、５人に１人が高齢者という超高齢者社会となっております。介護を必要とする要介護者や認知症高齢者及び生活支援ニーズも増加が予測され、これまで以上に介護サービスが必要になると考えられますが介護の担い手が減少する中、介護サービスで高齢者を支えることが難しくなってきており大きな課題に直面しております。

高齢者のみなさまが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、配食サービスや介護予防事業、医療、介護機関が連携し包括的に支援する体制を整備してまい

ります。取り組みとしては、包括支援センターの機能を維持し、高齢者が在宅で自立した生活を維持できるよう、加齢による筋力の低下を防ぐ運動、生活習慣病の予防や重症化の予防、認知症の早期対応に向けた支援、令和7年度より開始しましたIT機器を活用した高齢者等みまもり支援事業を継続してまいります。また、地域の支え合い体制の構築等、いわゆる地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

また、高齢者生活福祉センターのディサービスとショートスティをご利用していただくことで、ご家族の負担軽減と高齢者が可能な限り村で暮らせるよう支援してまいります。

そのほか、敬老会やカジマヤー祝いの開催、高齢者祝金の支給や老人クラブ連合会の活動支援など、高齢者の生きがいづくりやコミュニティ活動を支援してまいります。

（２）　障害者福祉について

障害者福祉につきましては、第7期障がい者保健福祉計画に基づき、「自立を支える安心と共生の島」を基本理念に、障がい者への理解促進のための広報活動や巡回相談、障害の予防・早期支援、自立支援のための日常生活用具給付事業及び更生医療給付事業、重度心身障害者医療費助成事業、補装具給付事業、自立支援給付事業等を継続実施し、やさしい生活環境の整備を推進してまいります。また、令和８年度は、令和9年度から始まる「第8期障がい者保健福祉計画」に向けての策定を行います。

（３）　妊娠・出産・子育て支援・子ども医療費助成について

妊娠・出産への支援については、産婦健診費用の一部助成と、妊婦健診及び産婦健診に係る本島往復渡航費の負担軽減を図るため、船舶運賃の全額助成と宿泊費の上限7,500円の助成を継続してまいります。

妊産婦及び家族の経済的な負担軽減を図るため、出産助成金制度、出産・子育て応援給付金を継続実施し、物価高騰を踏まえ新たに子育て世帯へ「子育てに係る生活費の助成」を検討してまいります。中学生までを対象に行っておりましたこども医療費助成事業についても、現物給付による窓口無料化を継続し、令和7年度より「沖縄小規模離島における子育て支援事業」を活用して島外の高等学校へ進学する生徒を対象に、心身の健康維持を図り保護者の負担軽減を目的に医療費の自己負担相当額の支援を継続して行ってまいります。

また、退院後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う「産後ケア事業」を実施し、安心・安全な子育て環境を整えてまいります。

こども子育て支援については、「第３期渡嘉敷村子ども・子育て支援事業計画」に掲げる基本理念「子どもの健やかな育ち・未来の夢、みんなで支える とかしき村」を実現すべく、地域における子育て支援の充実や母性並びに乳幼児等の健康の保持及び増進、子どもたちの安全・安心の確保や支援が必要な児童などへのきめ細かな取り組みを推進してまいります。離島の医療アクセス改善のため、令和７年７月１日よりスマートフォンで産婦

人科・助産師・小児科医に相談できる%差婦人科・小児科オンライン」の提供を開始し、国の推進する「５歳児検診」を県の様式に沿い継続実施し、不安に寄り添える支援体制を図ります。

　また、待機児童を出さないよう保育士の安定確保や保育士の資質向上を図るための研修会等への参加、人材育成の為の奨学金制度についても調査研究し「安心、安全な子育てができる保育の場」を提供できるよう取り組んでまいります。

今後も安心して妊娠、出産、育児ができるよう、渡嘉敷村へき地保健指導所内の「ひみつきら」を拠点とした、母子交流の場の提供と、保健師と母子保健推進員を中心とした、子育て支援ネットワーク活動の充実を図ります。また、「子育て世代包括支援センター」の機能を整え、出産・育児等の見通しを立てるため、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」を充実させるとともに、体制の強化を図ります。

（4）　保健事業について

　特定健診並びに各種検診の受診率の向上及び、健康教育・訪問指導の強化を図り、個人レベルでの健康づくりの意識高揚や、健康増進のサポートに努め、早期発見、早期治療につなげるよう取り組んでまいります。

　母子保健及び乳幼児保健については、乳幼児健康診査、5歳児健康診査、健康相談等を実施し、妊産婦及び乳幼児の健康維持、並びに関係機関と連携して小児医療体制の充実強化を図ってまいります。

　予防接種については、定期予防接種に加え、季節性のインフルエンザ等の接種費用の助成を実施し、村民の経済的負担を軽減しつつ、疾病の発生及び重症化の予防、命を守る取り組みを推進してまいります。

（5）　本島医療機関への通院・入院に関わる船賃補助

　平成24年度から「島外での通院及び入院に係る通院費の補助金交付要綱」に基づき、本島の医療機関で受診をする際の船舶運賃及び宿泊費の補助を実施し、沖縄県が実施する「沖縄県離島患者等支援事業補助金交付要綱」に基づき、妊産健康診査及び産後一ヶ月目までの産婦健康診査を受けるため並びに出産するための通院にも補助対象を拡充し、継続して村民の経済的負担の軽減を図ってまいります。

（6）　後期高齢者医療制度について

　75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度については、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、地域包括支援センターにおいて介護予防事業に取り組み、高齢者の健康保持と健康寿命の延伸を図ってまいります。

（7）　国民健康保険特別会計について

平成30年度より国民健康保険事業は、沖縄県が国保財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担っております。

市町村の国保運営の安定的な運営を実施するに当たり、年々増加する医療給付費の抑制を図る必要があります。それには、村民一人一人が健康への自覚と認識を高めることが大切であることから、毎年実施する特定健診の未受診者対策、早期介入保健事業及び診療所と連携した生活習慣病重症化予防の取組や、後発医薬品の促進と併せて医療費の抑制に努めてまいります。

更に、保険税収納率の向上を図るため、未納者への電話連絡や臨戸訪問など、きめ細かな納付相談等を実施してまいります。

２．交通通信体系の整備

(1)海上交通について

航路事業特別会計の運営につきましては、船舶が村民の移動手段として、また生活物資や産業資材の輸送を担う極めて重要な航路であることから、何よりも安定的な運航の確保が最重要であると考えております。

近年は新型コロナウィルス感染症の影響も落ち着き、今年度はインバウンド客の増加に伴い、旅客運賃収入および輸送人員が過去最高値を更新しており、入域者数は14万人を超える見込みです。

費用面において大きな割合を占める船舶燃料につきましては、一般競争入札による調達を継続し、経費節減に努めております。収益面では、夏季繁忙期の天候に左右されるものの、インバウンド需要の回復により旅客運賃収入の増加が期待されます一方で、物価高騰に伴う燃料単価の上昇やドック修繕費用の高騰、さらには円安の影響も重なり、航路事業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、例年繁忙期に実施していた高速船の運航につきましては、ゴールデンウィーク期間中の三便運航に加え、七月、八月、九月については週末のみ三便運航とし、あわせて航海速力を抑制することにより、燃料費の削減に努めてまいります。

また、持続可能な航路運営を確保するため、運賃改定につきましても、利用者の皆様への影響を十分に考慮しながら見直しを進めてまいります。あわせて、運航形態のさらなる見直しにも取り組み、経費抑制と収益確保の両立を図ってまいります。

船舶のドック期間中におきましては代船運航を実施し、利用者の皆様にはご理解とご協力をいただいているところでありますが、今後はさらなる利便性向上を目指し、隣村とも協議・連携を図りながら、運航形態の改善について検討してまいります。

本村においては、脆弱な財政基盤のもと、安定的な財源確保に苦慮している状況ではありますが、今後の社会情勢を見据えつつ、船舶の適切な維持管理と延命化に努めるととも

に、フェリーの新造時期につきましても船舶建造委員会を立ち上げ、計画的に進めてまいります。

今後とも、安定的かつ効率的な航路運営を維持するため、国および県の指導・ご支援を仰ぎながら健全な事業運営に務めてまいりますので、村民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（２）　陸上交通について

本村内における公共交通機関は、現在、バス事業者による一般乗り合い旅客自動車運送事業と、タクシー事業者による自動車運送事業が営まれており、観光客の輸送や村民の利用に対応しております。

住民や観光客の移動手段として、安定した輸送体制を確保するため、事業者との連携を図り、引き続き支援策を講じてまいります。

（３）通信について

携帯電話等移動通信用施設及び光通信については、今後も安定した通信環境が維持できるよう、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。

３．生活環境の整備及び防災対策

（１）一般廃棄物処理施設の運営について

ごみ処理施設については、維持に多額の費用が必要であることから、可燃ゴミにおきまして、令和７年２月より「那覇・南風原クリーンセンター」での焼却処理を那覇市、南風原町より承諾していただき、搬出することができました。これにより、財政状況も負担軽減できるものと考えております。今後とも適正な環境・排出基準の遵守に努め、ごみの減量化に資する取り組みとして、生ごみ処理機購入に係る助成制度を継続して実施いたします。

また、国立公園の指定を受け、平成27年度から毎月〇のつく日を環境美化の日として制定しており、今後も継続して美ら島美化清掃を推奨するとともに、林道や農道周辺の不法投棄の巡回監視、空き地についても適正な管理を促してまいります。

廃家電の処理については、一般財団法人家電製品協会が行う「離島対策事業協力助成金」を活用し搬出が進んでおります。今後も定期的に搬出作業を実施するとともに、その他の廃タイヤやスクラップ等の搬出も計画してまいります。

渡嘉敷区の下水処理については、すでに多くの世帯で合併処理浄化槽の設置が進んでいることから、未整備の世帯への合併処理浄化槽設置事業導入を検討してまいります。

（２）簡易水道事業について

本村の簡易水道事業は、沖縄県並びに県企業局において、「安全・安心な水道水を安定的に将来にわたって供給できる水道の構築」を目指し、沖縄県企業局による施設整備が進められ、令和６年９月、高度な浄水技術をもって村全域へより安全で安心な良質な水の供給を実現することができました。

これと並行して、村では管路の耐震化を図るため送配水管の布設工事を順次実施することとし、令和５年度において渡嘉志久地区の給水管布設工事、令和６年度に、阿波連地区の布設工事を終え、今後、渡嘉敷地区の送配水管の布設工事を順次実施してまいります。また、令和６年度より簡易水道事業は地方公営企業法が適用され公営企業会計に移行いたしました。これにより資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握できることとなりましたので、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に引き続き取り組んでまいります。

（３）下水道事業について

阿波連浄化センターについては、平成５年の供用開始から32年が経過し、施設や設備機器の老朽化が進み、維持管理に多額な経費の投入を余儀なくされているのが現状であります。

令和２年度のストックマネジメント計画に基づき、令和８年度は令和７年度繰越事業として阿波連浄化センター改築工事「電気設備」、阿波連浄化センタースクリーンかす設備改築更新工事を計画しており、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、令和６年度より簡易水道事業とともに下水道事業は地方
公営企業法が適用され公営企業会計に移行いたします。これにより資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握できることとなりますので、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでまいります。

（４）住宅整備について

公営住宅については、令和８年度に渡嘉敷区に２階建て４戸の建設に向け沖縄県と協議してまいります。なお、既存の公営住宅については、老朽化に伴う修繕には多額の費用を要しており計画的に修繕を行い快適な住居空間の確保に努めてまいります。

今後も本村にとっては住宅不足が課題となっていることから民間事業者からのリース借り入れ、推進補助金を活用した新たな多用途住宅、移住定住促進住宅の建設に向け取り組んでまいります。

（５）消防防災・救急救助対策等について

非常備消防の本村においては、地域における安心と安全を守るため、消防防災業務や救急救助業務全般を渡嘉敷村消防団が担っております。

これまで、災害時に備えた備蓄食料の確保や、消防自動車、救急車の配備、村内公共施設等へのＡ Ｅ Ｄの設置及び避難道の整備等をはじめとした防災・救急対応整備について、一括交付金等を活用して、年次的に実施してまいりました。

更には地域防災計画の見直しにより、災害時の備蓄品や、AED救助機材の整備を年次的に行ってきました。引き続き必要な物品の調達を進めていきます。

また、令和3年度に策定した「渡嘉敷村国土強靭化計画」に基づき、防災・減災に取り組んでまいります。

また昨年度までに、渡嘉敷区・阿波連区で自主防災組織が設立され、村民の防災に対する自助意識が高まっております。村としては昨年度から始めた「渡嘉敷村防災用品購入助成金事業」に引き続き地震火災及び通常火災に対する村民自らによる初期消火活動を徹底するため、家庭用消化器等の購入費の一部助成する事業を今年度から実施し、村民の防災意識の向上を図ってまいります。今後も安心・安全な村、 災害に強い村づくりのため、村民の皆様のご協力を得ながら、消防防災・救急救助体制の整備に努めてまいります。

（６）空き地、空き家の環境整備と活用について

村内においては､子どもたちが安心・安全に遊べる公園整備を望む声が多くありました。長年の懸案事項でありました公園整備につきましては、昨年度用地の確保が出来ましたので、各世代に満足して頂けるような公園建設に向け庁舎内で立ら上げております、ワーキングチームを中心に取り組み、「渡嘉敷村むら・ひと・しごと創生推進計画」に沿って子育て支援の環境づくりの一環として公園整備を行ってまいります。

４．産業の振興

（１）観光産業の振興について

渡嘉敷村は、世界に誇る「ケラマブルー」の海、豊かな自然環境、そして先人から受け継がれてきた歴史と文化を有する島であります。観光産業は、これらの資源を活かした本村の基幹産業であり､村民の暮らしと雇用を支える重要な役割を担っております｡一方で、観光需要の季節的偏在、人口減少や人手不足、自然環境への負荷といった課題も顕在化しており、これまで以上に持続可能性を重視した観光施策が求められております。

このような状況を踏まえ、本村の観光産業振興においては、｢量から質へ｣｢短期滞在から滞在型へ」の転換を基本とし、自然と共生しながら、村民の暮らしを支える観光の実現を目指してまいります。

まず、滞在型観光の推進についてであります。

海洋体験やエコツーリズム、歴史・文化に触れる体験型プログラムの充実を図り、宿泊を伴う観光の魅力向上に取り組んでまいります。また、オフシーズンにおいても来訪者が楽しめる観光コンテンツの造成を進め、観光の平準化と消費拡大を目指します。

次に、自然環境の保全と観光振興の両立についてであります。

慶良間諸島国立公園の一角を担う自治体として、海域や自然環境を守りながら活かす観光を推進することは、私たちの重要な責務であります。

関係機関や観光事業者と連携し、環境保全ルールの徹底や啓発活動を行い、次世代に誇れる自然を継承してまいります。

また、観光DXと情報発信力の強化にも取り組みます。

SNSや動画などのデジタル媒体を活用し、渡嘉敷村の魅力を国内外に効果的に発信するとともに、多言語対応を含めた受入体制の充実を図り、インバウンド観光への対応力を高めてまいります。

さらに、観光産業を支える人材の育成と事業者支援についてであります。

観光人材育成のための研修や講座を実施するとともに、若者や移住者が観光分野で活躍できる環境づくりを進め､村内事業者が持続的に発展できる基盤整備に努めてまいります。

加えて、観光と地域経済の好循環を生み出す取組を推進します。

観光と漁業、農業、地場産業との連携を強化し、観光消費が村内で循環する仕組みを構築することで、観光が村民の暮らしを支える産業として定着することを目指します。

観光産業の振興は、単なる来訪者数の増加ではなく、村民一人ひとりの暮らしの充実につながるものでなければならないと考えております。

今後とも、観光協会、商工会、関係団体、そして村民の皆様と力を合わせ、持続可能な観光の島・渡嘉敷の実現に全力で取り組んでまいります。

また、令和８年度に沖縄県が新たに導入を目指している観光目的税いわゆる宿泊税の使途についても検討を重ねてまいります。

(２)農業の振興について

有機無農薬栽培を奨励するため、引き続き有機肥料購入費補助を継続してまいります。

また、土地改良施設維持管理適正化事業費補助金や一括交付金を活用し土地改良実施農地周辺の環境整備を行ってまいります。

農産物による特産品開発に関しては、農産物加工施設や集出荷施設等を適正に管理し、活用していただけるよう努めてまいります。今後も、村産業展示会や観光分野など異業種連携を推進し、農地を有効活用し農業所得向上に努めてまいります。鳥獣被害対策については、防護柵や箱罠の設置を継続して実施し、狩猟免許所持者に協力を仰ぎ、外来イノシシの根絶に向けて継続して取り組んでまいります。

また、現在環境省の交付金を活用して県が行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」で、集中捕獲を実施しており令和８年度以降も協力して取り組んでまいります。

(３)水産業の振興について

阿波連漁港は、水産業にかかる作業の安全確保や、荒天時の漁船、漁具等の保全のほか、水産業において不可欠なインフラ施設であります。

総合的かつ計画的に取り組むべき施策として、漁港機能の保全対策の推進を位置づけるとともに、漁港施設の計画的な補修・改修を目標として掲げた「水産物供給基盤機能保全事業」を活用した水産基盤施設の維持管理・更新のため、平成29年度に策定した「漁港機能保全計画」をもとに、令和7年度は漁港内の浮桟橋の補修を終えることが出来ました。

なお、阿波連漁港は、漁船数等の増加や船舶の大型化に伴い、漁港内が手狭になっている状況にあるため、漁港施設の管理を委託している渡嘉敷漁業協同組合と連携を密にし、漁港の設置目的に沿った有効活用を促してまいります。

今後は老朽化した製氷施設や冷凍施設などの改修についても、国・県の支援を受けながら協議して進めていきたいと考えております。

また、鮮魚等の海上輸送経費の支援についても継続してまいります。

（4）林業の振興について

整備した林道については、付帯施設を含めた適正な維持管理を行い、造林事業や森林の持つ機能の有効的な利用を促進してまいります。

森林公園施設の維持管理については、これまで同様に指定管理者への委託を行い、適正な維持管理と利用率の向上を図ってまいります。

また、森林環境保全直接支援事業、いわゆる造林事業を継続して実施し、森林機能の維持、将来に向けた森林財産の整備に努めてまいります。

５．生活基盤の整備

（1）村道の整備について

平成19年度から継続中の、村道阿波連線改良事業につていは、入札不調等の理由により完了できませんでしたが、17年かけてようやく令和８年５月末に完了見込みであることから、村民並び関係者の皆さんへ多大なご迷惑をお掛けしました。

村道の維持管理については、環境協力税を活用した草刈等を計画的に実施し、景観の維持と災害の未然防止に努めてまいります。今後は、無電柱化事業に取り組み災害に強いインフラ整備に取り組んでまいります。

（2）港湾・河川・海岸について

渡嘉敷港湾内の静穏度対策については、沖縄県の調査検討結果の内容について様々な視点から検証を加えるよう沖縄県に要望を行って令和7年1月22日に住民向けの「渡嘉敷港波除提設置説明会」を行い、沖縄県、国への要望要請等、協議を重ね、1日も早い渡嘉敷港湾整備に向け継続して進めておりますが、令和８年度におきましては、令和9年度からの

工事着手にむけ、測量設計費が計上されております。
渡嘉敷川については、沖縄県が自然災害防止事業として、河川改修工事を完了しておりますが、令和7年度においては、治水防災の観点から沖縄県による上流側の草木の伐採、河床の土砂淡渓等につきましては今年度実施、下流側の護岸の嵩上げについても実施する方向で現在進められております。

６．教育行政について

「一人ひとりが多様な幸せと社会全体の幸せ(Well-being) Ｊの実現を目指し、Society 5.0 (ソサエティ5.0)で活躍するリーダーシップ、創造力、そして確かな倫理観を備えた人材の育成に取り組んでまいります。

ＧＩＧＡスクール構想によるＩＣＴ活用の日常化と、学びの質の転換により、離島という地理的制約を強みに変えるデジタル活用を推進するとともに、各種検定試験や対外的なスポーツ・文化事業への派遣を継続支援し、小規模・少人数校であっても教育の機会と、教育水準の向上を図ります。また、琉球大学教育学部との連携を強化し、教員の資質向上と人材確保を図るとともに、大学生のインターンシップ受け入れを拡大することで、将来の関係人口創出や移住定住の促進へと繋げてまいります。

離島村が抱える課題「十五の春」への対策として、村外へ進学する生徒とその保護者に対し、切れ目ない支援を展開します。高校入学時の経済的負担を軽減するため、「十五の春応援事業」として準備金の支給を継続いたします。また、島外で学ぶ高校生の保護者が学校行事等へ参加する際の負担を抑える「渡嘉敷村交通費負担軽減事業(船賃・宿泊費支援)」を推進し、離島にありながらも親子が共に学び、支え合える環境を維持してまいります。

高校卒業後の進路についても、将来のUターンを見据えた新たな支援を開始します。「渡嘉敷村むら・ひと・しごと創生推進計画」に基づき、企業版ふるさと納税を活用した事業として『渡嘉敷村ふるさと未来奨学金』を令和７年度に創設し、令和８年度から給付を開始いたします。この給付型奨学金を通じ、自ら学ぶ意欲を持ち、地域に愛着と誇りを持つ大材を育成することで、将来の渡嘉敷村を担う「大づくり」を強力に推進するとともに、保護者の経済的負担軽減を図ってまいります。

社会教育においては、公民館や学校施設を活用したサークル活動を活性化し、国立沖縄青少年交流の家との連携を深化させ、生涯学習社会を推進いたします。平和教育および文化財保護については、村独自の歴史資産を後世へ伝えるため、村内大材による語り継ぎを継続します。また、伝統文化の継承と芸術振興の柱として、新たに「渡嘉敷村文化協会」の設立を目指し、文化の力が活力ある地域づくりに繋がるよう取り組んでまいります。

学校給食は、成長期の子どもたちの健康保持と健全な発育を支える最も重要な柱です。本村においては、国における三党合意に基づく「いわゆる給食無償化」に向けた動向を的

確に捉え、引き続き、令和７年度より開始した「幼稚園・小・中学校の学校給食費完全無償化」を継続して実施いたします。あわせて、施設管理や食中毒防止などの徹底した衛生管理のもと、栄養バランスの取れた安心・安全な給食を提供し、食を通じた子どもたちの健やかな成長を全力で支援してまいります。

教育行政は、学校・家庭・地域の三本柱が緊密に連携してこそ、その真価を発揮します。村民の皆様の積極的な参画を仰ぎながら、渡嘉敷村の未来を担う子どもたちが、安心して学び、夢に向かって挑戦できる環境を全力で整えてまいります。

７）提出議案及び予算について

令和８年度の村政運営の基本的な考え方と、施策の概要について申し述べてまいりましたが、これを執行する令和８年度の各会計の予算については、本議会に提案しておりますとおり

一般会計において 20億7,462万2千円

特別会計においては 11億0,823万8千円

総額は 31億8,286万円となっております。

提案しております予算の執行に当たっては、変化する社会経済情勢や村民のニーズを捉えて的確に対応するとの基本的考え方により「最小の経費で最大の効果」を上げるという認識のもと、職員全体が改革意識を持ち、行財政の計画的かつ効率的な運営を図り、村民の命と暮らしを守り、村経済の発展と、安全・安心な地域社会の構築、島の自然と歴史、伝統文化の発展と住民福祉と生活の向上などの課題解決に向けて全力で取り組んでまいります。

ここに、村議会をはじめ、村民の皆様の深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、令和８年度の施政方針と致します。

令和８年３月11日　　　　　　　　　　　　渡嘉敷村長　新里　武広

○　富山清彦議長

これにて施政方針を終わります。

休憩いたします。

再開いたします。

日程第６、これより一般質問を行います。一般質問は申し合わせのとおり答弁を含めて60分以内とします。質問者、答弁者は簡潔にお願いします。

なお、渡嘉敷村議会基本条例第５条第１項第３号に基づく、執行部からの反問につきましては、質問部分を告げ、議長の許可を得た上で発言をお願いいたします。併せて反問にかかる答弁の時間については、持ち時間を含めず別に時間を確保するものとしますので、議事進行に支障のない範囲内でお願いいたします。

それでは順次発言を許します。

はじめに、４番金城涉議員の発言を許します。

○　４番　金城涉議員

おはようございます。通告書に基づいて質問を始めさせていただきます。今議長の説明どおり反問権、どうぞご遠慮なく使ってください。そのほうがより一層詳しく議論が深まると思いますので。

質問事項の１、村道阿波連線について伺う。①事業終了はいつか。先ほどかぶってて、施政方針の中でも今年度の５月と出ておりましたけれども、村長、今年度に延びている理由、大まかでいいのでお願いします。

○　新里武広村長

お答えいたします。工期が延びている理由といたしましては、沖縄本島内での舗装工が集中しているということがありまして遅れているということでございます。

○　４番　金城涉議員

これは県の完了検査、県サイドの問題ということですか。

○　新里武広村長

沖縄本島、あるいは先島等も含めた、今工事が集中しているんですよ。特に那覇へ出られると分かるかと思いますけれども、２月３月は結構、高速道路も含めたかたちで工事が多いということで業者が空いていないということが主な理由でございます。

○　４番　金城涉議員

最終段階として白線引きで終了ですよね。その白線を引く業者が今空いていないということでいいですか。分かりました。村長、何か付け加えること。

○　新里武広村長

区画線であったりとかですね、安全対策のカラー舗装がまだ残っておりますので、そのためにちょっと工期が遅れているということでございます。

○　４番　金城涉議員

分かりました。それにしても長すぎますよね。ちょっと異常だと思います。

②変則道路幅について、新たに村内に危険箇所をつくってしまったとの声を聞きますが、それ私も同感です。村長のご意見をお願いします。

○　新里武広村長

村道阿波連線改良工事については最小限の幅員を確保した設計となっております。当然幅員がかなり狭いということもあって、速度制限対策等、あるいは先ほど申し上げましたカラー舗装等による安全対策等を組み入れての設計となっております。この事業についてはきちんとした事業認可を受けての事業を実施しているということでございます。

○　４番　金城涉議員

事業認可、要するに認可した上級庁の責任ということも含めての今の説明だと思いますけれども、先ほど施政方針でもあったように17年かけてやっと開通したと。前村長さんや

行政の方々が17年間進められなかったことを新里村長が進めて、すごい功績だと思うんですけれども、17年間足踏みした要因としては立ち退きの問題ですよね。今私が指摘している危険箇所、非常に難儀な仕事で複雑な状態だと聞いています。確かにそれを無視して強引につくればつくれますよ。

私が指摘しているのは、そのお陰で危険な箇所をつくってしまったというのも加味しているんですけれども。なぜ危険かというと、村民は普段通っているから慣れてブレーキ踏んで対向車を避けるだろうけれども、観光で来ている方々、特に外人は電動キックボードや自転車、のどかな島という感覚で遠慮なく道の真ん中から走ったりしていますよね。それはリゾートに来たという開放感からの気持ちで走っているんだろうけれども、そういう方たちが非常に危険だと私は予測しています。あの道の状況では。渡嘉敷集落の方はあまり関係ないかもしれないですけれども、バイパスできて騒音などが減ったので、集落内の交通量も減って逆に安心感があるかもしれませんが、阿波連や渡嘉志久から入ってくる方々は必ずヒヤッとするんですよ、あそこ。村長そのへんはお気づきでしょうか。

○　新里武広村長

そのへんについてもですね、慎重にその近隣の住民の方といろいろ協議をしながら進めていっているのが今の形でございます。確かにそこに１カ所お家があって、当初はそこも進めてそこも道になる予定でありましたけれども、地権者が、村長が代わるごとに今はいい、今は駄目ということもありまして、なかなか進捗できなかったというのが事実でございます。

そもそも村道阿波連線についてはですね、これは17、18年採択に至るときには渡嘉敷島の玄関口である渡嘉敷港から観光拠点である渡嘉志久及び阿波連地区を結ぶこれは基幹道路であるということでございました。しかしながら本路線については幅員が5.5mしかなかったということ、あと急なカーブが多いため、見通しが悪く車両のすれ違いが困難で非常に危険であるということでございました。そのため本路線を整備することにより車両の快適で安全な通行を確保することができると。強いてはこれが地域振興や観光振興に寄与するというふうなかたちで申請して採択をもらったというところでございます。

しかしながら金城議員がおっしゃるとおり、ちょっと危険な場所があるということは認識しておりますので、それについては安全対策を十分に対応してまいりながら、採択に至るまでの理由が逆に危険な道にならないように対応してまいりたいというふうに思っております。

○　４番　金城渉議員

もうつくってしまっているので、あとは事故の起こらないように未然防止等の努力は一層しないといけないと思います。おめでとうと言っていいのか、危険箇所をつくってしまって対策をやらないといけないという宿題もあがってきて複雑ですよね。今後、新里村長の代でできたので新里武広ロードと名づけてもいいんじゃないですかね。これが魔の新里

武広ロードにならないように、事故を起こさないように皆さんで頑張っていきましょう。

③本工事に関して、残材料の処理、要するにアスファルトだとかクラッシャー、それについて村長と業者との説明に食い違いがあるが、どちらが事実なのかお願いします。

○　當山清彦議長

金城議員の質問の反問ですか。新里村長の反問を認めます。事務局はこれより残り時間の停止をお願いいたします。タイマーの停止をお願いいたします。

○　新里武広村長

③番の問題、残材料の処理について、私と業者との説明ということが、ちょっとお待ちください。

この残材料等の処理について、私と業者との説明に食い違いがあるということでございますが、私は業者から話は聞いておりませんので、金城議員が聞かれたと思いますけれど、その内容がどこが食い違いがあるのか、ちょっと私のほうでは把握しておりません。もしよろしければご説明のほうを。

○　４番　金城渉議員

村長から私が直接伺った残材料の処理、これは村長の権限で公益性がある処理、例えば村道や村管理地の轍のあたりに撒いて使うとか、そういう説明をしていただいたのを覚えていますか、村長。

○　新里武広村長

はい、覚えております。

○　４番　金城渉議員

業者の説明では、業者はこれは村内のけらま産業ですね、残土をもらったほうの説明を受けたんですよ。その時は受託業者の東信さんが離島工事の場合は20％、30％多目に材料を持ち込んでくると。その20％、30％多目に持ち込んだ部分は自腹を切っていると。工程内の予算外で業者が実費で20、30％多目に持ってきていると。なので島内のけらま産業さんが買い取ったとその部分を。なので何の問題もないと。そういう説明だったんですよ。この食い違いです。要するに業者間で売買した、残土をね、と業者はおっしゃっているんです。村長は多少余った部分は公的に公益性のある処理をすると。村長、理解できていますか。分からなかったらもう一回僕に質問してください。どうぞ。

○　當山清彦議長

反問に対する回答がありましたが、新里村長、今の回答でよろしいですか。

以上で反問見権の行使を終了します。事務局は残り時間の解除をお願いいたします。

○　新里武広村長

金城議員からの説明の食い違いがあるということでございますが、私は直接請け負った業者からクラッシャーが余ったので、当初、私たちのほうも村営住宅の轍であったりとか、公民館前の水が溜まる場所、そこにどうにか入れられないものかということで直接請負業

者の方とご相談した上、そこに入れてもらったということで、今地元の業者というお話をしていましたけれど、地元の業者とは一切私たちはお話しておりません。以上でございます。

○　４番　金城渉議員

そこですよ、私が問題視している部分は。かなりの量余っているんですよね。村長の手元には何立米か数字は上がっていると思うんですけれども、村がちょっと余ったからもらって使うような処理するような量じゃないですよね。いろんな問題視して、担当課長、新垣課長、あなたの家に当時、山城課長、ごめんなさい、担当課長ね現行の。あなたの家にアスファルト工事の同日に余ったアスファルトを敷かれている。それとあなたの家にすごい量の残土を運び込まれている。そこを問題視しているんですよ。担当課長ですよ現行工事の。それを行政内でヒヤリングしてもなかなかいい答えが出て来なかったので、島内での問題解決にはならんだろうと。

私、県のほうへ直接質問に行っています。土木建築部の道路管理課、そこでいろいろ話をしている途中なんですけれども、たった50mの工事であれだけの残土が最初から出るのかと。しかも出たあとの公金をつかって仕入れた部分、多少の余りは村長がおっしゃったようにスコップで運ぶ、撒くぐらいだったら別に問題ないと思うけれど、担当課長の家に山積みしている。それを調べてくれと県に言っているんだけれど、今県とやりとりしているんですよ、調べてくれと。

県の最初の回答は、公務員倫理とか、そういう言葉で多少回答はあったんですよ。その影響もあって工事が完了が遅れているという要因もありますかね、県のほうから皆さんのほうに調査入っていますか。

○　新里武広村長

そういったことはありません。

○　４番　金城渉議員

県は一切、渡嘉敷村役場にヒヤリングきていませんか、村長。

○　新里武広村長

金城議員が土木建築部道路管理市町村道班ですか、のほうに来られたというお話はいただいております。情報の共有もいくつかはされているようですが、はい。

○　４番　金城渉議員

じゃあ具体的に、この事業に対する調査は入っていないということですか、村長。

○　新里武広村長

はい、特に私の耳には入っておりません。

○　４番　金城渉議員

じゃあ再度、県とまた折衝しましょう。県からはある程度の回答はきていますよ。渡嘉敷村側は調査はないということでいいんですよね、入っていないということで。

○　山城淳観光産業課長

答弁します。調査についてはございません。あくまでも状況の確認のご連絡はありました。

○　４番　金城渉議員

それが調査ですよ、県としてのヒヤリングですよ。ね、どんな内容でしたか。

○　山城淳観光産業課長

ご質問にお答えしたいと思いますが、この件については村道にかかる資材については本村としては適正に対応されておりますということで話しています。業者からのクラッシャーを提供いただき、先ほど村長が村営住宅等々施設の整地を行っています。その予備費、資材についてはですね、基本的には請負者の方が責任をもってですね、離島でもありますので材料が不足しないよう勘案して手配しております。議員おっしゃるように工事完了後に余った予備資材の処分については、請負者の責任において対応しております。

○　４番　金城渉議員

肝心なところですよ。請負者の職責任というのが当然ありますよ、お言葉のとおりその通りですよ。私が質問しているのは、異常に多いんですよ、実際の見積もりの数字より余った数字が、量が。ここを県とすり合わせしているんですね。余った部分が異常に多いわけ。それを業者間で売買したという説明の裏付けを県に調べてもらっているんですよ。そういう調査は村には入っていないですか、県からは。

○　山城淳観光産業課長

調査というかですね、先ほど申し上げたように状況の確認の連絡がありました。

○　４番　金城渉議員

私たちが予算化して承認しましたよね、この道路。補正組んで増額もされている。この内容と予算内で買った量、金額と、予備的に持ってきた部分との量の金額、その具体的な数字を出せばどのぐらい余ったのか。余ったのは予算内の額なのか、業者が自腹で買ってきた部分なのか、そこがはっきり分かりますよということを今県とすり合わせしているんですよ。じゃあ県は皆さんのほうにそういう伝票の提出だとか数字的な調査は入っていないということですか。

○　山城淳観光産業課長

今おっしゃる件については、余っている数量がどれだけかという質問でよろしいでしょうか。

○　４番　金城渉議員

実際工事に使用した量、購入量、要するに公金をつかって購入した量と、別に業者が買ってきた量、その二つの材料があるわけです混在しているわけですよ。その数字は課長のほうで理解されていますか、掌握しています？

○　當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

〇　山城淳観光産業課長

本村としては、設計数量で資材等については見ておりますので、設計数量を超えた分の資材については、先ほど申し上げたように請負業者の責任において、資材、材料が不足しないように勘案されまして提案しておりますのでご理解のほうお願いします。また、工事完了後に余った予備資材の処分については、あくまでも請負業者の責任において対応しております。先ほどどのぐらいの量がという話でしたが、クラッシャーランについては、約5.8％設計より多いと。粒調砕石については、だいたい10％ほど多いというふうに我々はみております。

〇　４番　金城渉議員

私が以前担当者からいただいた20、30％という資料は。あれはもうなしでいいですか。

〇　山城淳観光産業課長

今の数量で間違いないです。

〇　４番　金城渉議員

分かりました。後でまた資料をください。

２番、遊泳客の死亡事故について伺う。①事故検証委員会の設置を要請しているが、未だに拒否しているのはなぜか。村長お願いします。

〇　新里武広村長

拒否はしておりません。議会の議長名で執行部のほうに来ておりまして、回答はしております。議会のほうには回答しております。当初は３月19日、三者協議の場を予定しているということで文書を発出しております。その中においてちょっとすり合わせが、例えば検証という言葉がありましたので、そのへんの言葉のすり合わせが必要だということで、三者協議の前に、二者協議をしたほうがいいんじゃないかという提案も含めて、議会議長と調整しておりますので、拒否しているわけではございません。これはあくまでも議員個人からの質問として捉えるべきなのか、議会として執行部に求められることなのかということも執行部のほうで検討した上での回答でございます。

〇　４番　金城渉議員

拒否しているというのはですね、村長、事実上これだけこの事故に関して資料がきているんですよ、地元の観光業者から。去年の６月の事故、その後も窓口に同業者あたりが事故の検証をしてくれとか、いろいろ窓口に問い合わせしているんですね。これもう何回もですよ。私が前回の議会でも議題にあげています。今後の防止策をとろうと。今村長がおっしゃっているのは一週間前の話ですよね。議会から正式に出したことの話でしょ、これ村長の答弁は。去年の６月からずっと言い続けているんですよ。それが事実上の拒否と私はとっているんですね。

挙げ句の果てにずっと拒否されているというふうに事実上とっているんですが、挙げ句の果て、こっちから提案した事故検証委員会の内容、検証という言葉がかかるということで、それはなしにしようということで、村長のほうから回答があったんですけれども、今後の事故防止策をとるにしても実際何があったかという実態調査を検証しないと普通は防止策ってあげられないんじゃないですかね、村長。なぜその検証というものに拘って議題から削除したんですか。

○　新里武広村長

このへんのすり合わせが必要だということは、検証は私たちではなくって、例えば海上保安庁であったり、沖縄県警がやるものだと私は認識しておりましたので、それでこの部分は私たちの委員会レベルといいますか、それではできないのではないだろうか、そのへんはすり合わせしましょうということで、文書を発出しております。

○　４番　金城渉議員

後でその文書、みんなで見ましょうね。私は行政内での検証を提案しているんですよ。なにも保安庁とか警察を絡めてとは言っていませんよ。これだけ予算を付けて防止策を練って、ライフガードを雇って、しかも去年２千万円もアップしているわけですよ。安全対策を強化しているわけですよ、行政として。私たち議会も承認しているんです、それ。それに対してお互いである程度の責任は取りましょうということ、検証しましょう、未然防止策を練りましょう、それは私たちの責任ということですよ、それは。保安庁とか警察とかそこで話が飛んでいく発想がちょっと僕は理解できないですね。

どうですか村長、行政内、もしくは私たち議会と業者も入れて三者、委託業者、確認して未然防止策を練るという発想には至りませんか。

○　新里武広村長

先ほども申してありますとおり、検証という言葉がかなり含みのある言葉でしたので、そのへんをきちんとすり合わせしてから対応していこうということで執行部は考えておりました。

特に金城議員はご存じだと思いますけど、毎年、渡嘉敷村の水難事故防止推進協議会という組織ご存じだと思いますけど、そういった協議会がありまして、毎年開催されております。そこにおいては海上保安庁、沖縄県警、ライフセイバー、村内の団体、観光協会、商工会、事業所、ダイビング協会、環境省、診療所のドクターを交えての事故防止推進協議会が毎年開催されております。そこでこういった水難防止についてもいろいろ協議されているところでございます。

その組織の中で私たちは一番これが最高の協議体だと思っていますので、そこで協議しているということでございます。その中において、来る事業所もありますが、来ていない事業所もあるということでございます。その中ではマリンレジャー事業者への安全対策であったりとか、観光客向けの安全啓発であったりとか、そういったことも協議されている

組織でございます。

○　４番　金城渉議員

初めて聞きました。去年の６月からそれを言えばいいんじゃないですか。その会議っていつ開いているんですか。

○　新里武広村長

昨年は６月24日に開いております。

○　４番　金城渉議員

何回も担当者に尋ねていますよ。やりましたかと、検証委員会、安全防止、やっていないという答えしか来てないんですよ。やってるんだったら、その会議の議事録でも見せればいいわけですよ。じゃなかったらその時に説明すればいいわけよ。今村長が丁寧におっしゃったように。そういうのがありますよと。こういうふうに会議開きましたという議事録でも見せればいいわけですよ。去年の６月25日でしょ。これだけ資料がきて、みんな知らないですよ。どうぞ。

○　新里武広村長

去年の事故については、会議の後に事故が起きたということでございます。事故の検証といいますか、事故については会議は開いていないということです。

○　４番　金城渉議員

これだけ立派な会議があるのであれば、事故が起きたらする再開したらいいじゃないですか、組織をつくっているんだのに。村長、堂々とおっしゃって、おかしいですよそれは村長、堂々と言うことが。これだけ立派な会議があるんだと、事故の検証しているんだと、堂々と胸張っておっしゃっているけれども、だったらその会議を運用すればいいんだよ、事故が起きた後に。何回も住民から要望があったはずです。資料これだけきていますよ。私も議会でも言っている。私が前回議会で言ったことも、その時にその説明すればよかったじゃないですか。でたらめですよ。今度また改めてそういう場を持ちましょう。

②にいきます。ライフジャケットの監視区域内で着用義務を解除した経緯を説明してください。

○　新里武広村長

②についてでありますが、解除したということはございません。ずっとライフジャケットの着用については、常にお願いしているところでございます。特に観光客向けの安全啓発といたしましては、ライフジャケットをはじめ、海に入る前の体調チェックであったり、特に飲酒後、二日酔いですか、そういったのを含めてきちんと気をつけるようにということ等も話しているところでございます。

○　４番　金城渉議員

事実上、ライフジャケット着用義務を解除していますよね、去年はね。それは何回も問題視されていますよね。行政側はしてないんですよね、じゃあね。しかし現場ではしなく

てもいいというふうになっているんですよ。その違いを説明していただきたかったんですけれども、行政はあくまでも解除しないで、現場を掌握していないということですね、行政側が。はい、分かりました。

じゃあ３番いきましょう。役場職員の現状について伺う。①村長として行政サービスをどのように捉えているか。自己評価を点数で示すと何点ぐらいだったのか。お願いします。

○　新里武広村長

お答えいたします。行政サービスを単なる事務の執行ではなく、住民の安全・安心な暮らしを支える基盤であるというふうに捉えております。当然、施政方針でも述べました住民福祉の向上を目的とした重要な政策手段であるというふうに認識しており、限られた財源の中で優先順位を明確にし、公平性、透明性を確保しながら質の高いサービスを提供しなければいけないというふうに捉えております。自己評価を点数でということでございますが、これは私の考えなので3.5点ぐらいかなというふうに思っております。

○　４番　金城渉議員

百点満点中ですか。

○　新里武広村長

何点ぐらいかということで私も迷ったんですけれど、５段階評価で3.5点ということでございます。

○　４番　金城渉議員

分かりました。謙虚でいいと思います。

②村長と職員間の信頼関係はどう感じていますか、思いますか。

○　新里武広村長

村政運営については村長と職員との信頼関係が最も重要な基盤であると認識しております。日頃から十分な対話をできるだけ重ね、情報を共有し徹底し、風通しのいい組織づくりを目指しているところでございます。

○　４番　金城渉議員

画面で職員の皆さんも聞いていると思いますけれども、安心したでしょうね。

③村長は自己のリーダーシップ、責任の提示を全職員に理解してもらっているでしょうか。

○　新里武広村長

私のリーダーシップの基本は、方向性をまず明確にしなければいけないというふうに言っております。その結果については当然長である私が責任を負うという姿勢で私は取り組んでおります。当然この考え方はですね、年始の初め、あと年度の初めに訓示や庁議等々を含めた会議の場を通じて職員のほうには伝えているつもりではございますが、全職員が理解してもらっているかということについては、確認したことがございませんので、同じことを何度も繰り返して伝えていきたいというふうに、それが共通認識の形成につながる

のかなというふうに思っております。

〇　４番　金城涉議員

４番飛ばしましょうね、被っているのでね。

５番、ＤＸ推進など外部協力に対して能力を発揮してもらっている環境整備はできていますか。村長どうお考えですか。

〇　當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

〇　新里武広村長

ＤＸ推進にあたり外部事業者や専門機関と連携しながら、施政方針で述べましたが、デジタル技術の活用を現在進めているところでございます。外部協力者が能力を十分発揮できるよう担当課を、これは総務課のほうでやっていただいているんですが、担当課を明確にし、必要な業務の情報や共有や定期的な打ち合わせの実施など連携体制の整備に現在努めているところでございます。

また、沖縄県の市町村ＤＸ推進支援業務というのがありまして、伴走支援など県の事業なども活用しているところでございます。働ける環境については執行していただいている議員との、失礼、職員との出向先とのウェブ会議であったり、本社から人事部や執行役員、頭取も来村されて意見交換を行っているところでございます。

〇　４番　金城涉議員

かなり能力のある方が来ていると思うんですけれども、環境整備というのは私が質問したいのは、渡嘉敷村役場内の職員のスキルと公務に対する意識、取り組み方、外部から来ると特に民間企業から来ると、そうとうギャップがあると思いますね。そこでやっぱり環境整備しないと、かなりのジェネレーションギャップが出て空回りするんじゃないかと、周りから支援を受けても。そこを今一度見直して職場環境を。たぶん外から来て一番驚くのは、名前で呼び捨てしているところにまず驚くと思いますよ。えーわたるとか、えーさとしとか、職場内でもうフレンドリー。それは悪い事じゃないですよ。ただ仕事に来て職場で、ああいう環境というのは彼らは今まで一度も味わったことないと思います。悪いと言いません。一つのけじめとして、オンオフの切り替え、まずそのへんの職場環境の整備というのを私が言いたいのは、そこなんですね。その後になあなあで仕事が流れていって、指摘する部分も指摘できないという環境、慣れ親しむ環境、そこを職場環境と言っているんですよ。彼らが能力を発揮するためには、ちょっとけじめはつけたほうがいいかなと思います。

６番、傷病、休職、退職者が多いと思われますが、職場環境の不満、不信が要因ではないか。職員と向き合い信頼関係は築かれていますか村長。

〇　新里武広村長

まず職員の退職については個人の事情やキャリアの選択など様々な要因があるものだと私は認識しております。一概にその全てを村政運営のみが原因であると、退職の理由がですね、というふうには考えておりません。しかしながら、常に気にしていることは、職場の環境、働きやすい組織づくりは当然組織の長である村長としての重要な責任であると私は受け止めております。そのために少しでも職員に寄り添うことができないものかということで、月に１回行われている庁議、あるいは毎月課内会議を通して管理職との連携により職場の状況の把握や業務体制の見直しなどを行いながら、職員が安心して能力を発揮できる職場環境づくりに努めているところでございます。

また、よく言われておりますパワハラとかの、そういった問題がありますが、年に一度はハラスメント研修を今現在行っているところでございます。今後も議員がちょっと気になさっているところもありますので、職員との信頼関係を大切にしながらより組織運営に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

一方でとても気になる点で、昨今、業者や個人からの理不尽な要求、いわゆるカスハラといいますか、そういった問題もあり、職員から結構相談がきているというのも事実であり、今後この件については、きちんとした対応策について顧問弁護士等とも相談して対応していかなければいけないかなというふうに思っております。

休職についてはですね、令和７年度かなり多かったです。理由といたしましてはとても喜ばしいことではあります育児休暇がありました。あと家族の介護休暇ということがあって、本年度はこういったことが重なって担当課長及び担当職員にはたいへん苦労かけたなというふうに思っております。

○　４番　金城渉議員

傷病等で精神的に参っている、職場環境が原因で精神的に参っている、医療にかかるとやっぱりそういう診断書が書かれてくる。職場が原因で潰れていく、精神的に、そういう職員もいる現状。親心としては非常に大変なことですよ。30年、40年育ててきて子どもを、職場で潰されている、精神的に参っている。親心を考えたら…。

（正午を知らせるオルゴールの音がなる）

○　當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○　４番　金城渉議員

親心を考えると非常に虚しいというか、悔しい思いをすると思います親はね。今村長がおっしゃったように外部からのカスハラ等があると。それもやっぱり組織の長である村長、あなたが解決すべきことですよ。弁護士に相談するのも一理かもしれんけど。全ての責任はあなたですよ、村長。そこを十分理解していただいて、決して村長がパワハラしたとは言っていませんよ。ただ、この組織の長ですから、村長は。全ての責任は負っていただき

たいということです。画面で皆さん見ていると思います、役場の職員。

時間がないので、４番の地域おこし協力隊、後の予算審議にもたぶん絡んでくるのでそこで少し質問しましょうかね。僕の質問はこれで、もう時間ですもんね。

○　當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○　４番　金城渉議員

あと10分ほどお付き合いください。④は飛ばして時間がないので、本題の４、地域おこし協力隊のほうに移りたいと思います。７番も飛ばしましょう、取り下げ、４と７は取り下げしましょう。

４の地域おこし協力隊について伺う。①今年度で３年終了しますが、これほど有能評価している隊員が、なぜ１年目で提出された事業計画を達成せず、２年３年と高額な費用を支出しなければならなかったのか。村長お願いします。

○　新里武広村長

これは昨年の９月定例議会でも答弁して、内容をですね、答弁しておりますが、地域おこし協力隊の制度概要といたしましては、地域活動に従事しながら定住・定着を図る概ね１年以上３年以内、地域活動に従事しながら定住・定着が主な概要だというふうに私たちは認識しております。ですので、その制度であります本村におきましても地域資源の活用、観光振興であったり情報発信、地域コミュニティ活動支援などの分野で活動しております。

主な内容といたしましては、金城議員ご存じのとおり島の玄関口である港での語学力を活かした外国人対応やＳＮＳを活用して情報発信、観光協会が実施する沖縄県離島交流体験学習事業の企画運営などにも携わっております。また、任期満了後の定住を目指して、現在は空き家を改修し、島で採れた野菜などの無人販売所やリサイクルショップ等を展開するということも聞いておりますので、制度活用には問題ないと。よって、費用の支出には問題なかったというふうに理解しております。

○　４番　金城渉議員

やっていることは立派なんですよ。私が何度も質問しているのは費用ですよ。３年間で1千500万円、これに見合っているかということですよね。私たちの税金を投資している。それを査定して許可するのは村長ですよ、全て。1千500万円も投資して、これだけかいって僕は思うんですけれどね。

もう一つこの質問をした要因は、ここに書いていますよね、有能評価というのは満額評価しているんですよ。通常、総務省が隊員一人に報償などとして年間200万円か250万円なんですよね、一般。これで満額の440万円、倍近く払っている。要するに有能だからですよね。この事業自体も１年単位事業です単年単位。最長で３年間できる。有能な方であればこそ１年でクリアするはずなんですよ、目的達成して。それを村長どうお考えですか。

○　新里武広村長

制度上特に問題はないというふうに捉えております。

○　４番　金城渉議員

制度上は問題ないですよ。僕が言っているのは、金額が、私たちの税金が概ね使われているけれど、それに見合っているかということです。それのお答えはもうたぶん平行線だと思いますね。こちらのほうから一方的に質問します。

この質問を前回から僕ずっとやっているんですけれども、本人から抗議文がよく来るんですよ、議会宛に。個人情報云々というけれども、この事業一人でやっていますよね、小林さん。名前出したら個人情報保護に触れますかね。公共工事を手をあげて受けるわけですよ、公共事業をですね。複数団体があるんだったら団体の代表名出ますよね。これ個人で受けられるわけだから、本人理解して受けているわけだから、地域おこし協力隊、これも個人情報に触れますかね、名前出したら、小林さん。これも顧問弁護士と相談してくださいね、村長。かなり議会宛に抗議がきています。個人情報に触れるとかね。私は逆だと思います。それを承知の上で公金をつかっているわけだから。堂々と自分から出して、自分はこういう事業でこれだけお金をいただいていますと、つかわせてもらっていると。なのでこういう活動をしていると。本来は自分の口から皆さんに、村民に対して理解を求めて活動していくべきだと思います。それを僕が暴露したら怒るというのはどういう、ちょっと僕は逆だと思いますけれどね。

制度上問題はないというお答えで、確かに問題はないです。何回も繰り返します。私たちの税金に、血税に対して見合っている活動なのかということです。３年間も延長したという。

②いきます。ちょっと被っているんですけれど、公共事業として、村への彼の活動の公共性、公益性はどのように見ていますか。

○　新里武広村長

地域おこし協力隊については、地域の持続可能な発展を目的とした公共性の高い取り組みであるというふうに理解しております。特に離島においては担い手不足、今現在は農業の担い手がいないということで、かなり深刻な状況が続いております。その面においても協力隊の活動は地域の社会基盤を維持強化、住民生活の向上や地域経済の活性化といった公益性を有するものだと私は捉えております。お陰で、これまで水田のほうもちょっと衰退していたところが、それを地域の子どもからお年寄りまで巻き込んだかたちでの水田での活用が今見えるように変わってきており、そのことについては村の広報にもその活動内容は定期的に載っけているということで、少しずつではありますが村民の皆さまに理解していってもらえるのではないだろうかと。併せて今後移住、定住ということでございますので、さらにその方の活躍を期待するところでございます。

○　４番　金城渉議員

田んぼとかいろいろおっしゃっているけど、非常にいいことですよ村長、事業内容はですよ。僕が質問しているのは、私たちの血税1千500万円つかっている。それに見合っているかということですよ。それはもう個人差があるので、ちょっと私はケチな人間なので、自分が支払っている税金がどこにどうつかわれているかということをかなりシビアに見ている人間なので。こういう公金をつかわなくても一生懸命田んぼを自腹で本業としてやっている方もいますよね。そういった人たちにもっと手厚くこういう公金をつかって促進するほうが田んぼの活用としてはいいんじゃないですかね、地域活動で。一人にそれだけお金を集中するというのは税金のつかいかたとしてはいかがなものかと思います。いろんな活動をされて、子どもも巻き込んでとおっしゃっているけれども、もっと公益性のある税金のつかいかたを考えてもいいんじゃないかと思いますね。一人に集中して任せるんじゃなくて。もっといっぱいやりたい人はいると思いますよ、同じことを。ただ彼の場合はお金がいっぱいあるから余裕があるから。しかも実入りが対価として年間440万円の給料をもらっているわけですね、対価としてね。それだけの対価があれば今彼がやっている、村長が評価した事業というのはもっと手広く推進できるんじゃないでしょうかね。対価として年間440万円も給料をもらっているんですよ。ちょっと口悪く言うと、もっとやれよと言いたいですよね、440万円も給料をもらっているんだったら。あとプラス100万円は経費として自由につかえますからね。やってることを否定してるんじゃないですよ、村長。お金のつかいかたを僕は指摘しているんです。

○　富山清彦議長

これで４番金城渉議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

再開いたします。

次に、５番新垣一史議員の発言を許します。

○　５番　新垣一史議員

こんにちは。それでは通告書に沿って質問していきたいと思います。まず最初に、住宅問題について伺います。１つ目、昨年３月に質問した空き家・空き地対策の進捗を伺いたいと思います。まずその中で、地権者と交渉、話し合い、接触はしているということだったんですが、その後どういったかたちになりましたか、教えてください。

○　新里武広村長

議員の質問にお答えいたします。空き地についての地権者の交渉については、今１件進めているところではございますが、補正等で購入の金額を計上していましたけれど、ちょっと折り合いがつかなかったということもありましたので、新たにまたこれから交渉していくということで、新年度予算にその増額した金額を計上しているところでございます。現在のところ１件ですね、今、交渉中ということでございます。

○　５番　新垣一史議員

空き地について１件ということで、空き家については今のところ交渉中というのはなしということでいいですか。

○　新里武広村長

失礼しました。空き家についてはですね、いろいろ交渉しているんですけれど、やはり離島の中での問題、仏壇がある等々の問題があって、なかなか進捗は見られないということでございます。

○　５番　新垣一史議員

空き家は確かに仏壇とか、あと相続とかいろいろあってなかなか進まないと思うんですけれど、空き地、補正で計上したものの折り合いがつかなかったというのは、単純に金額面で折り合いがつかなかったということでよろしいですか。

○　新里武広村長

そういうことでございます。

○　５番　新垣一史議員

ぜひ空き家・空き地の件も進捗があるように、私も協力しますので、何かありましたらぜひご相談ください。施政方針のほうに公園の件は解決したということで、公園の件は書かれていたんですけれども、空き家・空き地をつかった住宅問題解決の件が書かれていなかったのが少し残念かなというのがあるので、今後はぜひよろしくお願いします。

次は、産業振興課の設置、新しい課で、以前答弁の際に仮称ですけど産業振興課という名前が出てきたのでこういう質問にしましたが、産業振興課の設置についての進捗もお願いします。

○　新里武広村長

これは先ほど施政方針でも述べましたとおり、観光産業の特に渡嘉敷村は観光産業の振興についてはもっと力を入れるべきではないかということでございます。現在の観光産業課という課がありますけれど、そこで両方、土木系であったり観光系で両方みるというのはかなり厳しいということがありましたので、昨年あたりから、それに向けて取り組んでいるところではございましたが、令和７年度におきましては先ほど金城議員の質問にもお答えしました育児休暇、あるいは家族の介護等々を含む休みの職員が多かったものですから、令和７年度については取り組むことだできませんでした。

そこで令和８年度からは、私の考える観光振興は地域振興につなげていかなければいけないということがあって、やっぱり観光産業の振興をとおして村民一人一人の暮らしの充実につながるものでなければならないという観点から、産業振興課の設置を今現在目指しているところでございます。

その中でも施政方針でいくつかあげましたポイント、私が目指すポイントをあげておりますので、これを達成するためには、新たな課が必要ではないだろうかということで取り組んでまいりたいと思っております。

○　５番　新垣一史議員

村長の答弁ですと、観光振興のために課を分けるという内容の答弁だったんですけれども、以前、自分が質問したときは、次の空き家バンク等の仲介の設置というのにもちょっとつながってくるんですけれども、その話をしたときに村長の答弁で、課を分けて細分化することによって空き家バンクのような係も設置可能ではないか、それを検討しているということで、当初は令和６年に調査研究して、令和７年に設置、去年の３月に人手が足りなかったもので令和７年調査の令和８年設置ということだったんですけど、今の答弁だとさらに１年延びるということでよろしいですか。

○　新里武広村長

議員のおっしゃるとおりでございます。申し訳ございません。

○　５番　新垣一史議員

確かに見ていても、休職等、職員不足、後ほどまた別の質問でもあるんですけれども、それもあったので致し方ないのかなとは思うんですが、と同時に去年その質問をしたときにも、次の質問にそのまま移りますけれども、空き家バンク等の仲介係の設置の話をしたときに伺ったのが、課を設置しないと、そういった係を置けないのかというときの村長の答弁で、課の設置と並行してこの係も進めていきたいということだったんですけれども、空き家バンク等の仲介係の設置については進捗今どういうふうになっているでしょうか。

○　新垣聡総務課長

ただいまの質問に答弁いたします。確かに以前、村長のほうから産業振興課、仮称ではありましたけれども、そういう課をつくって、その中に空き家であり、空き地対策の担当を置いて問題解決に進めていきたいというふうな答弁をしたかと思います。ただ、ただいま村長が答弁したとおりに課の設置ができない状況で、その現在いる係の中で、そこの担当を置くというのがなかなか難しい問題がありまして、実際のところ大きな進捗がないというのが現状でございます。

○　５番　新垣一史議員

新しい課、産業振興課の設置も空き家バンク等の仲介係の設置についても、まだ進捗がないということで、たいへん残念なんですけれども、後ほどの質問のときにまたこれは伺うとして、職員不足とか人手不足というのはマンパワーが足りないというのが原因だと思います。それについては後で聞きますので、ただ、それぞれ職員さんが抱えている事業の負担とかもあると思うので、無理にはできないんですけれども、実際人口が減ってきている一因にもなっていると思うので、ぜひ人手不足も解消して進めていただきたいと思います。

２つ目、村営住宅について伺います。かなり老朽化している住宅もありますが、建て替えは検討されているのか。施政方針等では長寿命化計画だったり、修繕という言葉はありますが、建て替え等の話は出ていなくて、今資料としてもらった村が管理している村営住

宅、公営住宅が70戸で、一番古い団地が築45年、新しいものでも築20年経っているんですね。それについて長寿命化計画だけで対応できるのか、どうかというのを伺いたいと思います。

○　新垣聡総務課長

お答えいたします。本村では公営住宅等長寿命化計画を基に改修や改築、建て替えを実施することを基本としております。今議員がおっしゃった一番古い村営住宅、渡嘉志久の団地なんですけれども、ＡからＣ棟は築45年余り経過しております。建て替えを検討実施する時期にはきております。基本とする長寿命化計画が平成29年度に計画が作成されて、10年計画で令和８年度までの計画になっておりますので、次年度にまた物価上昇等、現状と違う部分もありますので、更新を計画していきたいというふうに考えております。

○　５番　新垣一史議員

現状、建て替えではなく長寿命化計画の更新でいけるということでよろしいですか。

○　新垣聡総務課長

今すぐに建て替えという計画はございません。修繕等で長寿命化を図っていきたいと思っております。

○　５番　新垣一史議員

ただ、今年度は県と協議して新しく１棟４戸の建設を予定しているということなんですけれども、そういった新しい住宅を建てるときも物価上昇だったり業者が見つからなかったり、入札がなかったり等で流れたりがありますよね、これまでに。なのでいざじゃあ建て替えというときにまたこれが延び延びになってくると、やっぱり住んでいる方に不便があったり危険があると思うんですね。そういったのも含めて建て替え等の話し合いというか、それも見据えた話し合い等はされているでしょうか。

○　新里武広村長

これは県とのヒヤリングがありますので、その席で村の計画でもって対応していく方向で進めていければなというふうに思っております。新築の話も出ましたのでついでではございませんが、昨年度までは県の補助率が３割ということがあって、いろいろ交渉した上で令和８年度におきましては５割までなんとか持ち上げることができましたので、なんとか新しい住宅が建てられないものかということで今進めているところでございます。

○　５番　新垣一史議員

一つ確認なんですけれども、新しく建てるところはあくまでも新規の方の入居というかたちで、例えば今住んでいる方たちが建て替えするために移動するとかではないということで、また計画として建てていかなければいけないなと思うのは、建て替える際に、今住んでいる人たちがどういうふうに建て替えまでの間生活するのか、そういった具体的な話し合い等も必要になってくると思うんですけれども、そういったことは案とかは出ていますか。

○　新里武広村長

今住まわれている、例えば先ほど総務課長がお話しましたＡからＣ棟に対しては築45年ということで､そこのほうを先に建て替えをやっていかないといけないと思いますけれど、まず仮設の住宅を先につくらないといけないものだというふうに思っております。このへんも考慮した上できちんとした工程といいますか、計画といいますか、それを進めていければというふうに思っております。

新しく造られた住宅については、その方々が仮に入るということは今のところ想定しておりません。

○　５番　新垣一史議員

今見ている感じだと、例えば今回１棟つくりますよね、４戸つくって、さらに次は新しいものをつくるのかというと、それこまで今の人口からすると新規の入居者の方が多いのかなというのがちょっと疑問なんですけれど、それ以前に今現在住まわれる方たちの今後を考えるのも大事なのかなと思いますので、いざその時になって動き出してもやっぱり住宅を離島で建てるとなると時間がかかるので、それまでにきちっとした計画を練って、この建て替えのほうも並行して話を進めていっていただきたいと思います。

次に、同じく村営住宅についてなんですが、入居者の方から修繕依頼をしても対応が遅いというふうに伺ったんですが、こういった話が上がってきたときどのように対応しているのか伺います。

○　新垣聡総務課長

お答えいたします。修繕等依頼があった場合には電気や水道等の資格や技術を持っている方が必要な案件については、村内になかなかそういう業者がいないため対応できないものは村外の業者に依頼するので時間を要することがあることは確かでございます。

軽微な修繕等については職員の中で対応しておりますけれども、あらゆる公共施設の修繕箇所が多くて、優先順位の関係で遅くなったりする場合が発生しております。

ご指摘につきましては、どういった修繕の依頼かは存じておりませんが、入居者の方にたいへんご不便をおかけして申し訳ございません。今後も迅速に対応していけるよう連携していきたいと考えております。

○　５番　新垣一史議員

電気、水道等の資格が要ることについては遅れることが多いということで、一つ提案なんですが、現在、島でも車検、し尿汲み取りに関しては業者さんが定期的に来て、村のほうで取りまとめてやっていますよね。そういったかたちで一般の方、公営住宅に住まわれていない方でも電気工事をしたいとか、水道周りを修繕したいけど、個人で呼ぶとお金が高くなってしまう。そういった方たちも含め一緒に呼ぶことによって、以前の答弁であったと思うんですけど、その修繕について。結局その業者にお願いしたところでたった１軒の工事をしに来ても儲けがないから断られる、ということも解決になるのかなと。宿泊だ

ったり渡航費というのを村が負担して、件数が増えることによって業者さんは来やすくなる。その負担がなくなる分、個人の人たちの工賃を安くする、どっちにとってもプラスなのかなと思うんですけれど、そういったことを企画してみるのはどうですか。村のほうで工事の取りまとめをして業者に振るという考えですね。

○　新里武広村長

とてもいい案だと思います。今現在でも例えばクーラーの清掃、クリーニングといいますかね、それを一家庭で呼ぶとかなり高額になるということで、何名かのグループでその業者を呼んで、クーラーの清掃ですか、それをやられている例が今村内にありますので、それをちょっと応用したかたちで、今議員がおっしゃっている提案、他の分野にも広げて可能性としてはあると思いますので、少し検討してまいりたいというふうに思います。

○　５番　新垣一史議員

今村長がおっしゃったクーラーの件、うちも妻が利用したことがあって、やはりそういう仲間内でそういったことをやっている方もいらっしゃるんですけれども、それができない方もいますよね。ですので役場のほうで募集、全体に募集をかけることによってお願いしやすくなる人たちもいますので、ぜひそういった対応で、業者さんが来やすくなると公営住宅に住んでいる方たちも修繕を待たせることも短くなると思いますし、また資格が要らないものに関しても結構いろいろ、例えば屋根に大きな木が生えてしまって、それを撤去してほしい、というのがなかなかできない。排水パイプの奥までいってそれが簡単にはできないとか、そういったことも多々ありますので、やはり住んでいる方が快適に暮らせるように管理するというのも管理責任というものがありますので、法的にも、そのへんも踏まえて修繕も早めにこなせるように進めていっていただきたいと思います。お願いします。

３つ目、家賃の算定について伺いたいと思います。公営住宅の家賃ですね。家賃の算定は毎年度認定された収入と近傍同種の住宅家賃を基に決められていますが、これは村の村営住宅設置及び管理に伴う条例に明記されているんですが、この近傍家賃というのはどこを参考にされているか伺います。

○　新垣聡総務課長

お答えいたします。先ほどおっしゃった家賃の算定は公営住宅法に基づき家賃算定基礎額に立地係数や規模係数、経過年数係数、利便性係数を掛け合わせて算出されます。家賃算定基礎額とは入居者の収入による負担能力に応じて設定されています。よって近傍同種の住宅家賃を基本に決められているわけではなく、算定された家賃は近傍同種の家賃水準との均衡を図ることとされており、その算定については近隣地域にある民間賃貸住宅などを参考にしていますが、本村においては国土交通省令で定める方法で算出しております。

○　５番　新垣一史議員

近傍家賃というのは、特にどこどこ、近隣離島とか、市町村どこどこの家賃をみてとか、

そういったことは算定に入っていないということですか。

○　新垣聡総務課長

近隣で民間のアパート等がある地域につきましては、そこを参考にしているというふうに聞いておりますが、渡嘉敷村の場合そういった民間賃貸住宅がないので、そういった国土交通省令が示しているものを参考に、参考にじゃありませんね、算定方法として算出しております。

○　５番　新垣一史議員

すみません、国土交通省令はまだ調べてないので、今度調べて確認してみます。

次に、同じく家賃の件なんですが、村条例には明記されていないんですが、先ほどおっしゃっていた、公営住宅法には書かれているので、立地条件、規模、経過年数は考慮されているということなんですけれども、これは毎年査定されているのか。あと築年数それぞれ違うんですけれども、建物によって、あと大きさによって家賃の上限というのは違いがあるのか伺います。

○　新垣聡総務課長

ただいまのご質問についてお答えいたします。議員がおっしゃられた係数を説明させていただきますが､立地係数は国が一定の考え方や区分を示して自治体が設定しております。毎年国から新しい数値が出ているわけではありません。規模や経過年数は法律、政令で定められており計算式が確定されております。家賃の上限については近傍同種の家賃を超えてはならないとされており、先ほど述べましたが、立地近隣の民間アパートとかない本村においては算定方法で近傍同種の家賃を決めているので、団地ごとに上限は設定されるということになります。

○　５番　新垣一史議員

今、気になっているのが、近傍同種の建物がないので結局決められた計算式によって決めているということなんですけれども、例えば県内似たような、ネットで不動産情報を調べた場合、まず築20年超えている物件がなかなかないんですね。特に45年なんて物件は出てこないです。上限を決める際に、どこというのを一応ないから計算式だけで計算するではなくて、どこかを参考にしてというのをやらないと、この上限がちょっと高くなりすぎてしまうのかなというのがあって、実際、以前に住宅問題の時に話したんですけれども、結局独り暮らしのときは家賃が安かったけど、結婚して二人で稼ぐようになって、収入が増えると家賃が増える、家賃が増えると負担が大きくなるので島を出てしまうということもあるので、この上限に関しての算定、近傍同種という考え方も必要なのかなと。

自分が調べた範囲内ですと、ある住宅サイトの家賃相場、県内家賃相場ですね、高いところもあれば低いところもあるので一概には言えないですけれど、２ＬＤＫから３ＬＤＫの平均が8万6千円、３ＬＤＫから４ＬＤＫが13万円というふうに書かれていて、渡嘉敷で多いのは３ＬＤＫが多いと思うんですけれども、家族で住まわれているところは、ちょう

ど間をとると10万8千円家賃相場ということになるんですが、ただこの築年数もさっき言ったように20年超えているところはまずないです。大体、新築から５年以内とか10年ぐらいのところでそういう金額なんですね、そういったことも考えると相場を超えてる方もいらっしゃると思うんです。なので上限の見直しというのも検討したほうがいいのかなと思うんですが、そのへんの見解をいただきたいです。

○　新垣聡総務課長

先ほどから申し上げている近傍同種の家賃なんですけど、近隣に民間の賃貸がない場合には、その団地の近くの土地の不動産鑑定の評価基準に基づいて、それをその数式に当てはめて算出していて渡嘉敷村も渡嘉志久は渡嘉志久、誰々、個人なんですけれども、の土地の評価額の算定、阿波連は阿波連というところでやっておりますので、急にどこどこと同じようなとか、間を取ってとかというのは逆に算出根拠がなくなるのかなと考えています。

○　５番　新垣一史議員

もともと公営住宅法というのがあるので、ちょっと難しいかと思うのですが、公営住宅法の中に政令で定めるところによりとはあるんですが、最終的には事業主体が定めるという文言があるので、そういった人口流出を防ぐためにも家賃の算定方法で、一般のアパートですと築年数が古くなったら大幅なリフォームをして、中身は新築みたいにして貸し出ししますよね、でも、村営住宅はそういった大幅なリフォーム等は行っていないので、やっぱり下がると思うんですよ。そういったものよりは。なので、住民の方たちは毎年収入によって家賃が変わる。管理する側も毎年見直し見直しというのを根拠ですね、見直して、今の計算方法だと高額になってしまうルールだと思うんですよ。ただ、事業主体が定めるという文言を利用してということではないですけど、そこがあるので、検討するのもいいのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○　新里武広村長

議員のおっしゃるとおり人口減少、人口の流出という問題からして、やっぱりこの件についてはですね、すぐに回答はできませんが、村としては調査研究して対応に向けて進めていかなければいけないというふうに思っています。

その中で渡嘉敷村においては民間のアパートがないということで、那覇市だと家賃の軽減といいますか、そういった制度があります。渡嘉敷においては公営住宅しかないということがあって、そこまで踏み込めないと、そういった補助金も実はありはするんですけど、対象が民間アパートだということでございますので、議員が提案されておりますことについては少し調査研究してまいりたいというふうに思います。

○　５番　新垣一史議員

渡嘉敷村だけじゃなくて、小規模離島ではよくある問題だと思います。解決しないといけない問題だと思います。今、村長がおっしゃったように民間アパートがあればそこを選

んで引っ越す、賃貸住宅があれがそこを引っ越していく、ただ小規模離島でそれができないためにどうしても公営住宅に住まないといけないという、もともと所得の低い方たち向けかもしれないんですけど、仕方なく住むところがなくて住んでいるという理由がありますので。すぐに解決というのは難しいと思いますけれども、どこでも抱えている問題のできれば先進地域になれるように、県や国と話し合いをしながら家賃の算定も下げれるように検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

２つ目の質問に移ります。先ほども少し話しましたけれども、職員の人手不足が理由で進捗がない、新規事業、継続事業があると思いますが、現在、実際、何名不足している、具体的に対策は講じられているのか伺います。

○　新里武広村長

お答えします。現在、職員では２名不足しているということでございます。対策としましては、失礼しました。令和８年度に今回県外から２人の採用が既に決まっております。対策といたしましては、現在、離島８町村で実施する沖縄県離島町村職員採用共同試験というのがありまして、そこでの採用、それでも足りない場合においては村単独での採用試験も、その都度実施して職員の確保に努めている状況でございます。

○　５番　新垣一史議員

令和８年に２名採用ということですが、先ほど２名不足という部分はこれで埋められるということなのか、それとも２人採用した上で２名まだ足りてないということですか。

○　新里武広村長

令和８年から２名採用しますので、これで足りるということになります。

○　５番　新垣一史議員

じゃあ、一般質問の答弁で職員不足でとか、そう言って進捗がないですということがなくなるということでよろしいですか。

○　新里武広村長

はい、しかしながらですね、保育所資格者ですね、あと幼稚園教諭については、これからまた会計年度任用職員を充てていますので、本務で充てなければいけませんので、採用に向けてこれから共同試験、あるいは単独試験を実施して確保していきたいというふうに思います。

○　５番　新垣一史議員

じゃあ、そちらに関して、今何名足りなくて、採用試験する際にはそれが一度に埋まるように募集をかけれるのか。それともやっぱり住宅の問題があるので、すぐにはそういったことはできないのかというのを伺います。

○　新垣聡総務課長

申し訳ございません、先ほど村長が答弁したのは一般行政職で、幼稚園や保育所の資格者で足りてないというふうに答弁いたしましたが、これは会計年度職員も合わせてという

考え方でいいんでしょうか。

○　５番　新垣一史議員

村長は会計年度任用職員から本務という話をしてたので、会計年度任用職員も合わすと足りているけど、本務職員枠というのを埋めたたいのかというふうに答弁してもらっていいですか。

○　新垣聡総務課長

やはり保育所に関しましても本務職員を配置したいというふうに考えていますので、これからもいろいろな制度もあり、いろいろサービスも増えてくるかと思いますので、本務職員をしっかり確保した上で足りないのであれば会計年度任用職員で対応していきたいというふうに考えています。

○　５番　新垣一史議員

じゃあ、先ほどの質問に戻りますけど、本務職員を採用する際には足りてない人数を一度に募集するのか、それとも１人とか、２人とか、そういった形になるのか。実際、今、すぐ答えが出せるのであれば何名足りてないのか、お願いします。

○　當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○　神里敏明副村長

答弁いたします。本務が欠員となっているが幼稚園、それから保育所ですね、それを会計年度任用職員で埋めているというような状況でございます。先ほど村長や総務課長からもありましたけど、常時置かないといけない本務職員は採用試験で配置をしたいという考え方を持っております。

そして新垣議員が住宅のお話をされていましたけれども、外部から入れる場合、どうしても住宅の条件が必須という条件になりますけれども、そこらへんは状況を見ながら対応していきたいというふうに思います。

○　５番　新垣一史議員

副村長、幼稚園、保育園何名ずつ本務が足りないのか。

○　神里敏明副村長

幼稚園１名、保育所１名になっています。

○　５番　新垣一史議員

幼稚園１名、保育所１名ということで、やはり住宅問題も付随してくるということなので、しかも有資格者で本務ということなので職員確保厳しいかもしれませんが、行政サービスのためにも、あと職員の方たちの負担軽減のためにも必要だと思うので、なんとか早めに改善していただけるように、そして新規事業等、継続事業がスムーズに進むように職員確保の尽力よろしくお願いします。

最後３つ目の質問に移ります。村道阿波連線の安全対策について伺います。午前中の金城議員の質問とは別の場所になるんですけれども、開通した村道阿波連線、白線は引かれているんですが、特に嘉手苅の畑のところですね、直線、多分スピード出やすい場所なのかな、道幅も広くなって、という場所なんですが、ガードレールやカーブミラー、あと一時停止、中の橋からの合流点とかですね、一時停止の標識と看板、簡易的な看板の設置はされているんですが、一時停止の標識等設置されていないんですが、５月完了の見込みということなんですが、それまでに設置予定はあるのか伺います。

○　山城淳観光産業課長

ご質問にお答えします。先ほど、村道阿波連線道路改良工事については５月末完成になりますが、その完成後になる予定なんですが、関係機関と協議しながら必要な道路標識の設置等を決定する予定となっています。ガードレール、カーブミラーというのは道路管理者での設置なんですが、今、設置の予定はございません。

農道に設置している部分もありますので、そこらへんなかなかメイン道路に農道が設置しているところとかも含めてですね、関係機関、警察等になると思うんですけど、協議しながらどういった標識が必要かを協議してからということになろうかと思います。

○　５番　新垣一史議員

今のところ協議もまだしてない段階ということですか。

○　山城淳観光産業課長

基本的には道路の工事としては完了になっています。先ほど道路のカラー舗装等が残っていますが、道路としては完了なんですが、あとは、交通標識系が相談になると思います。公安委員会的な、警察のほうになりますので、止まれとか、速度の標識は関係機関との協議でどちらに設置するということになろうかと思います。ただ、道路の工事については、基本的に道路側は完了しておりまして、ガードレールとかミラーついても現時点では設置はないです。今後、今言う協議の中でここは必要ではないかということであれば、我々もそのあたりを検討していくような形になろうかと思います。

○　５番　新垣一史議員

すみません、僕の勝手な認識だったんですけれども、道路をつくって安全対策も含めた計画のもとに作っていると思っていたので、そういうことではなくて、道路は作りました、道路が完了した後にどういった危険性があるのか、そういったことを警察等含めて話し合ってから設置するということなんでしょうか。

○　山城淳観光産業課長

すみません、私の説明が悪くて。道路としては安全は確保されているという概念です。そこで相談して我々が相談した上で、また、こちらは必要ではないかという件があれば、そこはまた検討していくという考え方となります。

○　５番　新垣一史議員

はい、分かりました。おそらく島にはあまりない見通しのいい直線道路っぽい場所ですけど、先ほどおっしゃったように農道と接してまして、まさに自分の実家の畑も中の橋から入ってきて、右側の角がうちの畑なので、道路が通れるようになった時に行政の方たちが、垣根をカットして見通しができるようにしてくださったと思うんですけど、そういった安全対策も協力しますし、繁忙期になるとレンタカー、島外から持ち込まれた車でいらっしゃる方とか、スピード出してきたりとか、そういった危険な事故が起きそうな場所だなという懸念があるので、早めに安全対策の協議をしていただいて、見通しをよくする、飛び出しがないように標識をつくる、カーブミラーを設置する等々必要になってくると思うので、ぜひ、早めに繁忙期、できれば来る前にはそういった動きができるように、やっていただきたいんですけど、これは話し合い等はすぐにできますか。

○　新里武広村長

村道阿波連線については、先ほど金城議員からもありました、安心安全な道路というのが基本だと思います。新垣議員の意見も聞きながら、どこが危険な場所かを皆さんとともに協議して、どこにどういった標識が必要なのか等々踏まえた上で、村としては他対応していりたいというふうに思っておりますので、その時はぜひ知恵を貸していただければと思っております。

○　５番　新垣一史議員

村道脇の畑の垣根が見づらくっていると思いますので、子どもたちが飛び出してしまったりとか、自転車等、電動自転車も多いですし、電動キックボードも多いです。そういった高さだと見づらかったりもするのかというのもあって､やっぱり危険だと思いますので、早めに対応してくださいということをお願いして私の一般質問を終わります。よろしくお願いします。

○　當山清彦議長

これで、５番新垣一史議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

再開いたします。

本日、2011年３月11に発生した、東日本大震災から15年という節目の日を迎えました。震災により尊い命を失われた多くの方々に対し、改めて深い哀悼の意を表しますとともにご遺族の皆様、そして被災されたすべての方々に心よりお見舞い申し上げます。

あの日、未曾有の地震と津波、そして原子力災害により東北をはじめとする広い地域が大きな被害を受けました。私たちはこの震災の記憶と教訓を決して風化させることなく災害に強い社会の実現と被災地のさらなる復興に向けて努力を続けていかなければなりません。ここに犠牲となられたすべての方々の御霊に哀悼の誠を捧げるため、黙祷を捧げたいと存じます。皆様、ご起立のうえ黙祷をお願いいたします。

黙　祷

黙祷終わります。ご協力ありがとうございました。

休憩いたします。

再開いたします。

○　１番　與那嶺雅晴議員

通告書に基づいて、４点ほど一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、県道の整備の要請についてでございます。今、理美容館の前ですね、以前からその部分だけ35メーター歩道がありません。県から来てグリーンのペンキを塗ってます。なぜ歩道がなかったかというのは、多分幅員がとれなくて、その35メーターだけはやってなかったかじゃないかなと思っています。だけど今現在、向かいのお家も壊してですね、今だったら要請するとちゃんとした幅員もとれて、歩道も設置できるんじゃないかなと思いますけれども、それに対して県に要請する考えはありませんかね。

○　新里武広村長

歩道の整備については議員がおっしゃっていましたとおり、幅員がとれなくて整備ができなかったものだと認識しております。現在は、前里といいますかね、そこの土地が今、石垣を含めて壊されている状況ですので、今後、地権者と沖縄県に対してご相談させた上で進めていくことができないか、検討してもいりたいと思います。合わせて要請もしていきたいというふうに思っています。

○　１番　與那嶺雅晴議員

あれは２年程前にね、村長ね、グリーンペンキね、県から来てやっているんですよね、村じゃなくして、ということは県は必要だというふうに認識していると思います。ですので今でしたら交渉しても、地主さんも了解してもらえるんじゃないかなと思いますので、１日も早く要請してですね、実現していただけたらなというふうに思っています。

次、いきます。２番目の伊江島の感謝の集いでございます。これは12月にも質問しました。戦後80年ということで、伊江島から今まで４回ほど渡嘉敷に感謝の集いということで訪問されています。私の認識不足でうちの島は一度も行ってないんじゃないかなと思いましたけど、12月に一般質問を出した後に45年前に渡嘉敷も一度、訪問したという経緯があってですね、そのときの村長の答弁ですけど、「本村としての対応を検討すべき時期であると、村長自身認識してます」との答弁でしたが、その後の進捗はどのようになっていますかね。

○　新里武広村長

議員がおっしゃるとおり12月の答弁では、今、議員がおっしゃったとおり、答弁しております。その後、名城伊江村長とはですね、今みたいな話で渡嘉敷住民の方からぜひ伊江村に訪問したいというお話はさせていただいております。しかし、現時点では、村の主催行事としての位置づけ、公式行事化、あと予算措置についての進捗は今のところ進んでないということでございます。よって、今後、貴議員をはじめ、関係者と協議してどのよう

なかたちで進めていけばいいのかというのを検討した上で調整していければというふうに思っております。

○　１番　與那嶺雅晴議員

今の答弁でしたら村長自身訪問するという気持ちはあるわけですよね。

○　新里武広村長

はい、私は公務で伊江島とかも行くこともありますので、私だけではなくて、與那嶺議員だったり、伊江島に関係される方が渡嘉敷村にもいらっしゃいますので、その方を交えて、一度、先行で訪れた上で、あとどういう形で伊江島訪問ができるかというのを検討していければというふうに考えております。

○　１番　與那嶺雅晴議員

話によると、もし渡嘉敷の高速艇が運航不可能だったら、伊江島の船で渡嘉敷村民を迎えてもいいという話をちらっと聞いたんです。そういう話、村長、聞いてます？

○　新里武広村長

今の話は私が議員に話をしたのかと思います。伊江村長に話した時に、うちは高速船フェリーあるんですが、直接伊江島に持っていくのはかなり厳しいかなというお話をさせていただいたときに、伊江村長の方から、それだったら伊江島の船を送るかという話を、冗談交じりではあったんですが、させていただいたところでございました。

○　１番　與那嶺雅晴議員

ということは、歓迎ムードがあるということですよね。これは伊江村の方は島に感謝して４回も訪れているわけですから、回数で云々じゃないですけど、我が村もそういった誠意を表してもいいかと私は思います。

次、行きます。阿波連線についてでございます。去った10月から11月にかけて、トックリヤシモドキという木が南国ムードを高める意味で阿波連線に約50本くらい植えられています。その時に10月から11月、秋にかけてよく葉っぱが落ちます。あれはあの高さから落ちるとかなりの衝撃受けます。私も畑仕事している時に、悲鳴が聞こえたものだから、見たらキックボードの直撃して、これはやばいなというふうに感じております。これから、この安全対策ですね、どのように考えているかどうかをお尋ねしたいと思います。

○　新里武広村長

この件については議員のほうからお話があって、担当課のほうには、すぐに指示しております。伐採時期も渡嘉敷マラソン前までにという行程を組んでいたんですが、行程がずれたものですから、年度内には安全のための伐採をするという行程で進めているところでございます。

○　１番　與那嶺雅晴議員

これね、村長、だいぶなると思うんですよね、植栽されてから。先輩方がやっていますけど、それを伐採するというのは、ちょっと心苦しいところもあるはずですけど、なんせ

安全が優先ですので、それは１日も早くですね、事故が起きてから対処するんではなくして、起きる前に、対処していただきたいなと思います。

②に行きます。午前中いろいろ、この阿波連線について質問がありました。私の質問は阿波連がやっと完成しました。安全を祈願するために開通式を実施したらどうですかと。私も直接工事に携わった社長に、完成なのかと聞いたら、いや、白線がまだ引いてないと、開通はしているわけですよね、なぜ、白線引いてないのかと聞いたら、なかなか離島には行く業者がいなくて、実際、順番待ちであると。村長、この開通式をやるということはまったく予定していませんかね。実際、もう開通しているわけでね、開通式というのはあちこちテープカットで開通しましたってやりますよね。その計画はありませんか。

○　新里武広村長

実際、阿波連線についてはまだ完了しておりませんので、開通という言葉がふさわしいかどうかはわかりませんが、新聞等でも開通したということで、みんなもう完了したんでしょうということでありましたが、実際はまだ完了していません。先ほどからありましたように白線が引いてない、安全対策もまだできてない状況ですと、これが整うのが令和８年５月末ということで先ほどお話ししました。完成後にセレモニーといいますか、安全を祈願するための開通式は、ぜひ実施したいという方向で担当課、役場の方では話はまとめてあります。

○　１番　與那嶺雅晴議員

私は、開通式はするという話を聞いて、ある課長に言ったらどういう方法でやったらいいかなということもありましたけど、確かに今村長はまだ完成もしてないからということで、こんな答弁が曖昧な感じがするので、今ちょっと話をずらしたのかなというふうに私は思っていますけど、じゃあこれ村長、工事が終わったら安全祈願ということで５月頃には実施する予定ですか。

○　新里武広村長

はい、その予定で現在進めております。祝賀会とか、そういうことではなくて、あくまでもテープカット的な方向で進めることになると思います。

○　１番　與那嶺雅晴議員

私も祝賀会とか必要ないと思います。あくまでも一般質問に括弧書きしてあるように、ちょっとした御神酒とテープカットで安全祈願祭をできると思います。

次、行きます。４番公民館建設についてでございます。①令和８年度県の予算が初めての９千億円台に予定され、県としても離島に注力したいと報じられていますので、この公民館建設に対して要請するよい時期かなと思いますけど、それに関してはどのように思われますかね、村長。

○　新里武広村長

はい、議員のおっしゃるとおり、公民館は築48年が経過し、老朽化が深刻な課題となっ

ております。これまでも公民館の建て替えについてはいろいろ議論してまいりましたが、例えば離島活性化事業補助金等での建築も内閣府を通して進めていたんですが、かなりハードルが高くて、この交付金をもっての公民館の建て替えは厳しいということもあって、ほかのメニーで検討しているところでございます。詳細については、教育委員会のほうから答弁させます。

○　金城満教育長

公民館の建て替えにつきましては、以前から議論がありまして進めているところでありますけれども、公民館は社会教育施設になります。社会教育施設になりますと補助金の今、メニューがございません。その中で数億規模の建て替えとなりますと、財政負担が莫大な財政負担になりますので、これは厳しいということで、先ほど村長がおっしゃった離島活性化補助金とか、いろんな補助金メニューを検討しながらですね、以前は複合的に公民館を建て替えようという考えがございましたけれども、これを必要最小限で、地域のコミュニティー施設という形で、公民館機能を維持した形で建て替える方向で検討ができないかということで進めている状況です。

その中で令和８年度の事業として、コミュニティー施設としての位置づけで公民館機能を維持した施設を建てようという計画で、まずは調査を少ししましょうということで、新年度予算に調査費を計上しております。その中で、必要最低限、地域の人たちが集って、どういう機能が必要かということを検討しまして、それからどういう補助メニューを充てるかと、これは民間の活力も生かしながら、いろんな方法で検討して公民館の機能を有した施設を作ろうということで、令和８年度に調査という形で予算計上させていただいておりますので、その方向で今後は進めてまいりたいと考えております。

○　１番　與那嶺雅晴議員

今、教育長の予算のことだけでは一生懸命努力しているというのは分かりますけど、実際、我々老人クラブもよく公民館使いますけど、みんな上見ますよ、危なくないところに座ろうとするんですよ、ここは落ちそうだなというところを避けて、あれは義務づけたほうがいいんですよ、公民館入るならヘルメット着用して入りなさいと。これが今の教育長の答弁でしたら２、３年後できたらいいのかなと思いますけど、そうじゃなかったらネット張るなりなんなり対策取っておかないと、ほんとにヘルメットかぶっての使用になりますよ。議長、これで私の一般質問終わります。ご答弁ありがとうございました。

○　當山清彦議長

これで１番與那嶺雅晴議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

再開いたします。

次に、３番玉城保弘議員の発言を許します。

○　３番　玉城保弘議員

それでは通告書に従いまして質問を行います。まず、水道事業について質問いたします。

１番、昨年９月に阿波連地区で水道メーター故障により高額な水道料金が発生しました。今年２月28日現在も処理されていないが現状を伺うということです。少し分かりづらいので経緯をご説明して答弁いただきたいんですけれども、令和７年、昨年の９月30日に水道の担当の方から水道料金が高額だと、水漏れの可能性があるので調べるようにと言われたということで、10月15日に水道事業者さんを呼んで調査を行うが異常がなかったと、その業者さんのほうから水道メーターが前年度で仕様が期限切れになっており、メーターの故障ではないかということで、逆に指摘を受けたということで翌日10月16日に役場担当にその旨を伝えた。担当がいなかったということで、さらに10月20日担当のほうに結果報告をしたと。後日、徴収した水道料金は今後の料金から相殺するという連絡があったと。今年に入りまして１月、何も変わっていないので役場のほうに出向き、どうなったかということでお話をしても、まだ処理がされてないという返事が返ってきたと。それでも待ち続け、２月28日現在、まだ処理されていないということです。そこの経緯を、現状をまずお伺いいたします。

〇　山城淳観光産業課長

ご質問にお答えします。誠に対応できていなかったことについては大変申し訳なく思っております。28日までには、処理されていなかった現状ということで、３月４日水曜日に担当者、私も含めて４名で、ご自宅に訪れて、これまでの遅れたことと、これまでの対応について、お伺いして経緯などお詫び等をご説明してまいりました。

今後は給水施設のしっかりとした調査、確認を実施して、このようなことがないよう務めますということで、住民の方にはお伝えをして、今後の手続き等も含めてご説明しました。去った９日月曜日にその精算も含めてご本人に振り込みしております。

ほんとに担当者のほうでこの経緯を失念しておりまして、準備はしておりましたが、失念しており対応していなかったところがありました。大変申し訳ございませんでした。

〇　３番　玉城保弘議員

ちなみに水道料金というのが、通常3千円から4千円と月。一気に5万円もかかったと、誰が見ても異常ですよね。ご本人も大変行政に対するかなりの不信感を抱いておりました。あってはならないことが起きたわけです。住民サービスをモットーにしている皆様が住民に迷惑をかけた、ほんとあってはならないことです。最大の沙汰だということですけれども、ここではどうやって改善するかですよね、何が原因だったかを私は問い詰めたい。これ一番は職員不足、人材不足なのか、あるいは業務が多すぎてできなかったのか、それとも両方なのか、どちらですか。

〇　山城淳観光産業課長

お答えします。その当時は担当者も休みの状況で私ともう１人職員がいて、実質本来ならば別にもう１人職員もいる２人いる予定なんですけど、２人欠員の状態で私も入りなが

ら職員２人といろいろ業務を進めてまいりました。なかなかタイトな中でどうにかやってきたんですけれども、業務多忙の中で失念してしまったということで、お客様には大変申し訳ございません。ご迷惑おかけしたことをお詫び申し上げます。ただ職員としては準備をしていて、実際決済ももらっていて支払い準備もしていたんですが、そこの支払いをしますというお伝えするのを失念しておりまして、準備していたことは確かなので、業務の中で失念してしまい対応が遅れたことをほんとにお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

○　３番　玉城保弘議員

今、課長からもありましたように、業務が多いと、私も各課から観光産業課の業務はかなり多忙だという話も報告を受けております。そして人が足りない、それも十分承知をしております。村長、先ほど新垣一史議員からも質問等がありました新たな課をつくる、観光産業課の業務を二分するか三分するかはわかりませんけども、分担して新しく新規に課を創設する。観光産業課が業務多忙ということももちろん理由もあるわけですよね。最後に答弁もらいます。令和元年にもともとあった商工観光課、経済建設課が一つになりまして、今の観光産業課と、確かに業務が多くなるのは当たり前だと思っております。対策をするのであれば私も新しい課をつくる以外にないだろうと、業務を分責する以外ないだろうと思っておりました。そこで村長先ほど産業振興課の設立に向けてということでしたので、今の観光産業課の業務の分担についても入っておられると思いますので、対策としてこういう形で申し上げるんでしたら答弁いただきたいですけれども。

○　新里武広村長

先ほど山城課長からもありましたように、人材の不足、そして多忙というお話が出ておりました。その中でも一つの課で土木、あるいは観光等々、水産業等々見るのは厳しいなというふうに思っています。というのはあってはならないことが実際起きているわけですので、１人の課長で両方見るというのはかなり厳しいと、職員からの報告、連絡、相談等も受けることも、あるいはチェックもできてない状態が現在あったのかなと、そういったことを踏まえた上で、今ある観光産業課を２つに分けることによってチェック機能が２つに分かれるということで住民にも迷惑かけないような課の創設が必要だということを考えまして、新しい課の設置について進めていくという方針であります。

○　３番　玉城保弘議員

水道料金の件から新しい課のほうに結びつけましたけれども、対策はそれしかないと、こういった小さいミスをなぜ起きているかをしっかり検証しながら、やはり人不足なんですよ。そういった形で分けていく、業務も分けていくということなんだろうと思います。今後の新しい課の設立に向けて、ぜひご努力されてください。

次の質問にまいります。水漏れの可能性があると担当から調査を言われたわけですけれども、自己負担で水漏れの調査を行ったが異常がなかったと、これ費用はどこが負担すべ

きものなんですか。

○　山城淳観光産業課長

ご質問にお答えします。この件についても対応が遅くなりまして、大変申し訳ございません。３月４日、先ほどと同じ３月４日水曜日に担当者とともに費用についても村側でお支払いすることの説明をいたしました。お詫びもいたしまして、経緯も確認をして、説明しております。今後設備のしっかりとした調査を実施して、このようなことがないように務めますということでお詫びをしてまいりました。先ほどと同じになるんですが、去った９日にこの費用についてもお支払いをしております。

○　３番　玉城保弘議員

費用に関してもかなり高額を自己負担で支払われているということでしたので、対応されたということですので、少し、気になるのが水道メーターの期限切れというのがどういう意味合いを持つのかということで調べてみたんですけれども、書かれているのが、検査の期限ですか、使用期限じゃないですよね、検査期限が切れますという表示なんですね、これ。近くのメーターも確認しましたけど、やっぱり切れているわけですよね、期限切れという意味はどういうことなんですか。

○　山城淳観光産業課長

そのとおりで期限が切れているということになります。メーターの周期ですね。

○　３番　玉城保弘議員

検査の期限が切れたらもう、今回みたいなトラブルが起きますよということ、使ってはいけないということですね。ちなみにいくつか私もメーターを確認しました。結構、数あったんですね、ということは今後同様のことが起きてくるということですね。この期限に関してはすべての阿波連地区、渡嘉敷地区、すべての住宅は管理されているということですか。

○　山城淳観光産業課長

期限については、担当のほうで管理しているんですが、期限の確認が先ほどと同じように漏れているというところもございます。こちらとしては早急に確認をして取り替えを実施していくということで計画しています。

○　３番　玉城保弘議員

私が確認するだけでもかなりありましたので、これすごい数出てくる可能性あります。今後また、費用に関してもかかる可能性があるということになろうかと思います。しっかりそのへんは全所帯のメーターの管理を徹底していただいて、いつ起きるかわからないのであれば早め早めに取り替えていくしか、費用がかかることなので、今すぐどうのこうの申し上げませんけれども、ぜひ、しっかり把握して行動していただけたらと思います。

次の質問に行きます。防災行政について、消防、防災行政、地域防災力の強化についてを質問をいたします。まず、消防団員の確保に向けた施策について伺います。どういうふ

うに確保に向けて努力されているかをお伺いします。

○　新垣聡総務課長

　ではご質問にお答えします。現在、渡嘉敷村の非常備消防団定数40人に対して30人が在籍しています。内訳としましては、役場職員が19名、民間の方が11名、団員の約63％が役場職員という状況になっております。村民の生命、財産を守る重要な役割を担っていることから、広報活動などを通して、消防団の役割や意義について周知を行ってまいります。さらには団員の処遇改善についても重要であることから、報酬や手当の適切な支給などの環境整備も同時に進めてまいりたいと考えております。

○　３番　玉城保弘議員

　現時点で40名中30と、役場の前にもノボリ等もありまして募集とやっております。何を申したいのかというと、周知不足なのかなと思います。若い方は阿波連地区もたくさんいらっしゃいます。意外と知らないんですね、こんなことが団員が活躍されている件も意外と知られてなくて、やっぱりノボリだけではなくて実際に集めて募集する、周知が足りないと思うので募集に関してはもっと全体的に一度ではなく何度でも声かけをして募っていただきたいなと、意外と興味ある方はいらっしゃいますので、周知が足りないということで、この場でお願いしようと思っておりました。

　２番行きます。２月17日に行われた津波避難訓練について、雨天での開催で子どもたちの避難が中止と、住民も少なかったということもありまして、今後の訓練後の会議において、どのような課題が上がったのか、今後の訓練はどのように行っていくのかお伺いいたします。

○　新垣聡総務課長

　お答えいたします。２月に実施いたしました避難訓練は昨年の昨年の11月５日に予定していた県下一斉の津波避難訓練が雷警報発令により中止したことで、今回実施いたしております。あいにくの天候のため参加者はご指摘のとおり多くはありませんでした。児童生徒については避難が中止というわけではなく、学校やそれぞれの施設等の判断に任せておりますが、独自のやり方で初期行動を行ったという報告を受けております。災害はいつ起こるか分からないの観点から、雨天での訓練も必要と考え実施に至っております。

　訓練後の会議についてということですが、その中でも雨天だと避難場所で滑る箇所があるという意見等が出ており新たな発見もありました。さらに今回、防災バックの持参についての確認も行いましたが、自宅にはあるんだけれども重くておいてきたとかいう住民の方が多く、また所持してない方には村の助成事業があるということを周知を行った結果、窓口に相談に訪れた方もいらっしゃいました。今後、基本的には県下一斉の津波避難訓練の日時に実施する考えは変わりませんが、自主防災組織も精力的に活動を行っており、また、各施設も定期的に独自で訓練を行っていることから、自助・共助・公助の意識を高めてまいります。

○　３番　玉城保弘議員

今日が３月11日ということで、いろんなマスコミ等テレビ等でも震災については報道がなされています。実際に経験者の方から言わせると、まず子どもたちがいても迎えにいかないと、これは絶対に守ると。どの場所が安全か、どの場所が危険かも経験した方が語る言葉というのは違うんですね。今回みたいな雨天であれば、迎えに行かないと、実際にその場所に行くのではなくて、集まって、例えば公民館なんかに集まって、今、迎えにいかない。じゃあ、子どもたちはどうやって１人で逃げるんだと、でもここは危険だと、安全な場所危険な場所を地図上に示すということも防災の１つなのかなと思いました。

この避難訓練、一番は多くの住民が参加するということが一番の目的ですので、多く集まるために、そういった方法も、ぜひ、考えていただきたいですけれども、村長いかがですか。

○　新里武広村長

議員のおっしゃるとおりですね、津波避難訓練は命を守る行動を確実に意識つけていくことが大事だと思っております。やはり、昨日、一昨日くらいから今日の３・11の報道がいろいろ流れていく中で助けに行ったら巻き込まれたとか、そういったこともありますので、個人、あるいは家族単位で命を守る行動を徹底していける意識を持つように村としても取り組んでいかなければいけないというふうに思っています。

そのためにこの間行われました避難訓練の反省点がいくつか上がってきておりますので、村の広報にその反省点を乗っけるようにということで指示をしております。その反省点を踏まえた上で、どういったことが反省として上がっていたのか、村民に周知できるように徹底してまいりたいというふうに思っております。命を守る行動、これがとても大事だと思っておりますので、取り組んでまいります。以上です。

○　３番　玉城保弘議員

先ほど申し上げました住民が、家族が集まるのが、訓練ですので、どうやったら人が集まるかも含めて今後考えていただけたらと思います。

次の質問に行きます。旅費支給条例についてお伺いいたします。まだまだ続く物価高騰の中、県内の宿泊料金も上がっております。旅費支給条例の改正が必要であると思いますけれども、見解をお伺いいたします。

○　新里武広村長

この件につきましては、昨今の物価高騰もありまして、出張等で出張行かれたときに、私あるいは議員の皆さんも感じているかと思います。同じように職員も出張は命令したが上限を超えて自分のポケットからださないといけないということも実際におきております。ただ、渡嘉敷村の場合においては条例29条第２項というのがありまして、旅費の調整というのがあります。これは村長と協議して超えた場合には旅費を支給することができるということで条例には乗っけてあります。それを適用して、現在のところ支払っている滋

状況ではありますが、昨今のこの支給条例からすると県内、県外、県内の離島においてもそれをはるかに超えているということもありますので、旅費の支給条例の改正はスピード感を持って対応してまいりたいというふうに思っています。

○　３番　玉城保弘議員

物価高騰の中、旅費に関しては村長が認めていただいて今支給しているという報告を受けております。条例自体早めに改正したほうがいいのではないかと、これ下がるということはないでしょう。支給条例を改正すべきだということで質問しております。ぜひ、早めに条例改正をお願いしたいと思います。

次の質問に行きます。小中学校のエアコン整備の現状についてということです。これは令和３年の９月、令和４年の６月に質問があった算数、技術、家庭科、３教室のエアコン整備についての進捗を伺うということです。これは前教育長時代の答弁になります。現在金城教育長に代わられてからどのように進捗しているのか､そこをまずお伺いいたします。

○　金城満教育長

ではお答えします。算数教室、現在の３、４年生教室になります。こちらにつきましては令和４年８月に設置を完了しております。技術室及び家庭科室については令和５年３月に設置を完了しております。

○　３番　玉城保弘議員

これは全教室設置したということですか。

○　金城満教育長

はい、そういうことでございます。

○　３番　玉城保弘議員

元の算数室ですか、英語教室のみが設置で、あとの技術家庭科室に関してはまだだということだったので、ご質問に乗せましたけど、完了しているのであればこれ以上質問はありません｡子どもたちの安全のために頑張っていただいたということで感謝申し上げます。

これで私の一般質問を終わります。

○　當山清彦議長

これで３番玉城保弘議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

再開いたします。

日程第７、報告第１号、令和８年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○　新里武広村長

報告第１号

令和８年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

地方自治法第243条の３第２項の規定により、令和８年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別紙のとおり報告する。

令和８年３月11日提出　渡嘉敷村長　新里武広

以上です。

○　當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これで報告を終わります。

日程第８、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○　新里武広村長

諮問第１号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記のものを人権擁護委員の候補者として推薦したいので人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

記

住　　所　渡嘉敷村字渡嘉敷　番地

氏　　名　安里伴美

生年月日　昭和　年　月　日生

提案理由

人権擁護委員が令和８年３月31日をもって申し出により退任することに伴い、後任の人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を聞く必要がある。

令和８年３月11日　渡嘉敷村長　新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○　當山清彦議長

これより審議に入ります。

質疑はありませんか。

○　５番　新垣一史議員

すみません、質疑というか、以前から人事案件の時に、履歴書、職歴だったり学歴だったりという資料を付けてくださいと何度か言ったと思うんですけれども。毎回ではないんですけれど、何度か言ったと思うんですけど、そういったものは付けれないのでしょうか。個人情報とかに引っかかるんですかね。

○　當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

○　新里武広村長

履歴書の添付については、今後検討して対応してまいりたいというふうに思います。

○　當山清彦議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これを持って質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件はお手元にお配りした意見のとおり答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。従って諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦については、お手元にお配りした意見のとおり、異議のない旨答申することに、決定いたしました。

日程第９、同意第１号、渡嘉敷村教育委員会教育長の任命についての同意を求める件を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

休憩いたします。

再開いたします。

○　新里武広村長

同意第１号

渡嘉敷村教育委員会教育長の任命について

下記のものを渡嘉敷村教育委員会の教育長に任命したいので議会の同意を求める。

記

住　　所　渡嘉敷村字阿波連120番地

氏　　名　金城　満

生年月日　昭和38年12月30日生

提案理由

渡嘉敷村教育委員会教育長が令和８年４月16日で任期満了となるので、金城満氏を再任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により議会の同意を求めるものである。

令和８年３月11日提出　渡嘉敷村長　新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○　當山清彦議長

以上で提案者からの説明を終わります。

これから同意第１号、渡嘉敷村教育委員会教育長の任命についての審議を行います。

質疑はありませんか。

○　４番　金城渉議員

これは挙手でしたかね、同意は。

（「起立です」の声あり）

○　當山清彦議長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。これから同意第１号、渡嘉敷村教育委員会教育長の任命についての採決をいたします。

この採決は起立表決で行います。

本件について原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

起立全員です。従って、同意第１号、渡嘉敷村教育委員会教育長の任命については賛成多数にて、同意することに決定いたしました。

日程第10、議案第４号、沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

○　新里武広村長

議案第４号

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について

地方自治法第252条の６の規定により、沖縄県消防通信指令施設運営協議会の事務所の所在地をうるま市字太田77番地に変更することに伴い、同協議会規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。

提案理由

沖縄県消防通信指令施設運営協議会の事務所の所在地を、うるま市字太田77番地に変更することに伴い、同協議会規約を別紙のとおり変更することについて協議が必要であり、地方自治法第252条の６の規定により、議会の議決を求めるものである。これが議案を提出する理由であります。

令和８年３月11日提出　渡嘉敷村長　新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○　當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第４号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第５号、渡嘉敷村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

〇　新里武広村長

議案第５号

渡嘉敷村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を一部改正する法律が令和６年12月２日に施行された。また、標準準拠システムへの移行にあたり、番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携が必要となる。これに伴い、渡嘉敷村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する必要がある。これがこの条例を提出する理由である。

令和８年３月11日提出　渡嘉敷村長　新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

〇　當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第５号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第６号、渡嘉敷村コンクリート殻集積場管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

〇　新里武広村長

議案第６号

渡嘉敷村コンクリート殻集積場管理条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村コンクリート殻集積場管理条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

コンクリート殻集積場の搬入対象、搬入方法の見直し等、コンクリート柄を沖縄本島に搬出する業務に係る費用等現在のコンクリート柄集積場へ搬入する手数料とでは、かい離があるため、受益者負担の原則に基づいて手数料額を改定する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

令和８年３月11日提出　渡嘉敷村長　新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○　當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○　４番　金城涉議員

捨てに行く場合、量の計算は自己申告ですか、それとも担当者が計ってる？

○　新垣立徳民生課長

計る計量器がないので、２トン車１台当たり１立米ということで計算を出しております。

○　４番　金城涉議員

行政は確認で立ち会ってます？

○　新垣立徳民生課長

確認できるときもあれば、鍵を貸し出して何回かやるということで報告を受けてやるときもあります。

○　４番　金城涉議員

自己申告ですよね、大丈夫ですか。自己申告で。

○　新垣立徳民生課長

今までそういったことができなかったので、この条例改正で、その都度に確認できるように持っていきたいと思います。

○　４番　金城涉議員

人を信じてないわけじゃないんだけれども、行政としての最低限の作業、さっきから人材不足でいろいろ議論されているけれども、これだけ条例改正で単価も上げるわけだから、基本中の基本はやっぱりとってもらってね、繁忙かもしらんけど、公正公平にお願いします。以上です。

○　當山清彦議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。
これより議案第６号を採決いたします。
本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。
（全員挙手）
挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
日程第13、議案第７号、固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案者から提案理由の説明を求めます。

○　新里武広村長

議案第７号
固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について
固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。
提案理由
沖縄振興特別措置法第９条等の地方税の課税免除または賦金課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令を及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または賦金課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が公布されたことに伴い、固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。
令和８年３月11日提出　渡嘉敷村長　新里武広
以上、ご審議をお願いいたします。

○　當山清彦議長

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
よろしいですか。
質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
これより議案第７号を採決いたします。
本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。
（全員挙手）
挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
日程第14、議案第８号、渡嘉敷村船舶建造計画推進委員会設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案者から提案理由の説明を求めます。

○　新里武広村長

議案第８号

渡嘉敷村船舶建造計画推進委員会設置条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村船舶建造計画推進委員会設置条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

フェリーとかしきの老朽化に伴い、船舶建造委員会を設置するため、渡嘉敷村船舶建造計画推進委員会設置条例の一部を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

令和８年３月11日提出　渡嘉敷村長　新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○　當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○　５番　新垣一史議員

２点質問があるんですけれども、今回、老人クラブ会長と婦人会会長、青年会会長をはずした理由と、あと最大で16人以内というふうに書かれているんですが、それぞれ役職と名前がある方は代表船長と１人ずつなので10名プラスあと最大で６名ということになると思うんですが、この有識者と村役場職員が３名３名なのか、そういった特に決まりはないのかというのを教えてください。

○　玉城広喜船舶課長

議員の質問にお答えいたします。この11番の有識者、それから12番の渡嘉敷村役場若干名に関しては、現段階で何名何名との割合もなく、誰を任命するかということも決まっておりません。立ち上げる時に任命権者であります村長と協議しながら決定していくものだというふうに認識しております。以上です。

失礼しました。答弁が漏れておりました。老人クラブ、婦人会については上長とも協議をしながら区の代表ということで考え方１つにしてもらえたら、できるだけスリムになった協議ができればというふうに思っていますので、この委員会で検討を図れればというふうに検討いたしました。以上です。

○　當山清彦議長

ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第８号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第９号、渡嘉敷村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

〇　新里武広村長

議案第９号

渡嘉敷村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

渡嘉敷村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

令和６年に成立した子ども子育て支援法等の一部を改正する法律により新たに乳児等通園支援事業が創設され、同法による児童福祉法の改正により、市町村が認可する事業として位置づけられた。これにより、市町村は同事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めることが義務づけられ、当該条例は内閣府令で定める基準に従い、またはこれを参酌して制定することとされた。本条例はこれらの法令の規定に基づき、本村における乳児等通園支援事業の適性な運営と利用者の保護を図るため、必要な設備及び運営の基準を定める必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

令和８年３月11日提出　渡嘉敷村長　新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

〇　當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〇　５番　新垣一史議員

国保特会の当初予算のほうにも、もう既に子ども子育て支援金、現年度課税分が含まれているので、４月からすぐに始まるんですけど、この制度自体、村のほうも、今回の議会で可決されて予算案も通れば、４月１日から始めるのか、で始めるのであればどういったかたちで周知するのか伺います。

〇　當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

〇　新垣立徳民生課長

新垣議員の質問にお答えします。国保特会の新年度に当たる、子ども子育ての課税分に関しては、こちらは児童手当の増額分に関しての課税分ということで、今、条例に上げているものとは結びつかないので、そこは説明していきます。先ほどおっしゃったようにこ

の事業はいつから始めるかということなんですけれども、すみませんが、僕たちも内容的にまだまだ理解できてない部分がありまして、この通園制度をやるには３種類のやり方がありまして、現場のほうもまだなかなか把握できていないので、今後勉強しながらいつごろ始めるかは検討していきたいと考えております。

〇　５番　新垣一史議員

この制度自体、子育てしてる親御さんが就労しているとは関係なくということの制度でネット等ホームページ等見るとあたかも４月１日から全部始まります、みたいな書き方なので、多分、勘違いされている方もいらっしゃると思うんですよ。やっぱり子育て世代の方たちで期待している人も多いと思うんです。もちろん、課税もあるので、その分早くしてほしいというのもあると思うので、村のホームページとかでも情報が更新されるとか、いつ頃始まりそうですとか、今、こういった調整をしていますとか、もし、公表できるのであれば、そういった告知もしていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

〇　當山清彦議長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第９号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

再開いたします。

日程第16、議案第10号、令和７年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第６号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

〇　新里武広村長

議案第10号

令和７年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第６号）について

令和７年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第６号）を定めることについて、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を必要とする。

令和７年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第６号）

令和７年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第６号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）
第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千447万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2千572万4千円とする。
２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。
（繰越明許費）
第２条　地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は「第２表繰越明許費」による。
（地方債の補正）
第３条　地方債の廃止及び変更は「第３表地方債補正」による。
令和８年３月11日提出　渡嘉敷村長　新里武広
以上、ご審議をお願いいいたします。

○　當山清彦議長
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

○　４番　金城渉議員
６ページ、土木費の村道阿波連線道路改良工事施工監理業務、これ内容教えてもらえますか。

○　山城淳観光産業課長
ご質問にお答えします。今回、村道阿波連線道路改良工事が５月になりますので、それに伴いまして、現場の施工監理という業務がございまして、そちらのほうも同時に変更するということになります。

○　４番　金城渉議員
施工監理の内容を聞いています。

○　山城淳観光産業課長
現場の監理ということで、例えば現場の立ち会いとか、施工状況を確認する業務となっています。

○　４番　金城渉議員
休憩でいいですか。

○　當山清彦議長
休憩いたします。
再開いたします。
ほかに質疑ありませんか。

（「休憩お願いします」の声あり）

休憩いたします。

再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

○　４番　金城渉議員

事業は大分流れているみたいですけど、要するに不用額ということですよね、未執行、事業大分流れているみたいですけど、だいぶ不用額が上がっているみたいで、要因というか原因は、主な原因は何でしょうか。

○　新里武広村長

未執行ではなく、事業を執行した残りということで捉えていただければと思います。ただ、ハード事業については執行できなかった面もありますので、これが未執行ということになります。

○　４番　金城渉議員

事業は執行したということで、これだけの残が出るということは、事業の内容が薄かったということですかね。それとも当初の計画が雑だったという、要するに多め多めに計画立ててこんだけ余っているのか、この２択でどっちかですかね。

○　新里武広村長

最小の経費で最大の効果が出たのかなと、単純に言えばですね、そういったことでございます。

○　４番　金城渉議員

特に、執行した事業の内容は削ってない、十分予定どおりの事業をこなしたということですね。

○　新里武広村長

一部、できてない事業もあります。以上です。

○　當山清彦議長

ほかに質疑ありませんか。

（「休憩で」の声あり）

休憩いたします。

再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第11号、令和７年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第５号）につ

いてを議題とします。
提案者から提案理由の説明を求めます。

○　新里武広村長

議案第11号

令和７年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第５号）について

令和７年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第５号）を定めることについて、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を必要とする。

令和７年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第５号）

令和７年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第５号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千48万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3千627万円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和８年３月11日提出　渡嘉敷村長　新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○　當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩いたします。

再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第12号、令和７年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○　新里武広村長

議案第12号

令和７年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について

令和７年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を定めることについて、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を必要とする。

令和７年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

令和７年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ140万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1千415万5千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和８年３月11日提出　渡嘉敷村長　新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○　富山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第13号、令和７年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○　新里武広村長

議案第13号

令和７年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

令和７年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を定めることについて、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を必要とする。

令和７年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

令和７年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ895万7千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和８年３月11日提出　渡嘉敷村長　新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○　富山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第14号、令和７年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○　新里武広村長

議案第14号

令和７年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算（第３号）について

令和７年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算（第３号）を定めることについて、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を必要とする。

令和７年度渡嘉敷村簡易水道事業会計補正予算（第３号）

第１条　令和７年度渡嘉敷村簡易水道事業会計の補正予算（第３号）は、第２条から第３条に定めるところによる。

令和８年３月11日提出　渡嘉敷村長　新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○　**富山清彦議長**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第15号、令和７年度渡嘉敷村下水道事業会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○　**新里武広村長**

議案第15号

令和７年度渡嘉敷村下水道事業会計補正予算（第３号）について

令和７年度渡嘉敷村下水道事業会計補正予算（第３号）を定めることについて、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を必要とする。

令和７年度渡嘉敷村下水道事業会計補正予算（第３号）

第１条　令和７年度渡嘉敷村下水道事業会計の補正予算（第３号）は、第２条に定めるところによる。

令和８年３月11日提出　渡嘉敷村長　新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○　**富山清彦議長**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

再開いたします。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

（散会　午後４時34分）

令和８年

第２回渡嘉敷村議会定例会

第２日目

３月12日

令和８年第２回渡嘉敷村議会定例会は
令和８年３月12日(木)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期６日間
２日目

議員の出欠別

議席番号	氏　　　名	出欠別	議席番号	氏　　　名	出欠別
1	與那嶺　雅　晴	出	5	新　垣　一　史	出
2	欠　員		6	當　山　清　彦	出
3	玉　城　保　弘	出			
4	金　城　　渉	出			

出席議員５名
会議録署名議員　３番　玉城保弘議員　　４番　金城渉議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長　宇野昭子

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席 した者の氏名

職　　名	氏　　　名	職　　名	氏　　　名
村　　　長	新　里　武　広	観光産業課長	山　城　　淳
副　村　長	神　里　敏　明	教　育　課　長	尾　崎　憲　男
教　育　長	金　城　　満	民　生　課　長	新　垣　立　徳
総　務　課　長	新　垣　　聡	船　舶　課　長	玉　城　広　喜
会　計　課　長	小　嶺　国　士		

終了：３月12日（木曜日）午前11時50分

令和８年第２回渡嘉敷村議会定例会議事日程

令和８年３月12日（木）午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第２号）

日程	事件番号	件　　　名
第１		会議録署名議員の指名について
第２	議案第16号	令和８年度渡嘉敷村一般会計当初予算について
第３	議案第17号	令和８年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算について
第４	議案第18号	令和８年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算について
第５	議案第19号	令和８年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算について
第６	議案第20号	令和８年度渡嘉敷村簡易水道事業会計当初予算について
第７	議案第21号	令和８年度渡嘉敷村下水道事業会計当初予算について
第８	議案第22号	渡嘉敷村過疎地域持続的発展計画の策定について
第９	発議第１号	渡嘉敷村議会会議規則の一部を改正する規則について
第10	発議第２号	沖縄の離島振興に関する要望決議について
第11	発議第３号	日米地位協定の見直しに関する要望決議について
第12	発議第４号	水難事故検証及び防止対策委員会の設置について
第13		議員派遣の件について

○　當山清彦議長

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布した日程表のとおりであります。

日程に入る前に昨日３月11日金城涉議員の一般質問において個人のプライバシーや基本的人権に抵触するような発言を不穏当と認め、発言の取り消しを命じます。

○　４番　金城涉議員

おはようございます。昨日の答弁で個人名、小林さんの名前を出したことは、訂正して、今後事業名に換えて発言して議論していきたいと思っています。以上です。

○　當山清彦議長

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、３番玉城保弘議員、４番金城涉議員を指名します。

日程第２、議案第16号、令和８年度渡嘉敷村一般会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○　新里武広村長

おはようございます。２日目でございます。本日もよろしくお願いいたします。

議案第16号

令和８年度渡嘉敷村一般会計当初予算について

令和８年度渡嘉敷村一般会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を必要とする。

令和８年度渡嘉敷村一般会計予算

令和８年度渡嘉敷村一般会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ20億7千462万2千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法第230条第１項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第２表地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第235条の３第２項の規定により一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

（歳出予算の流用）

第４条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を

流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和８年３月11日提出　渡嘉敷村長　新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○　當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「休憩お願いします」の声あり）

休憩いたします。

再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

○　４番　金城渉議員

ちょっと議長にお願いなんですよ。僕ら審議中にマイク入れて質問するじゃないですか、それは通常、ユーチューブに流れていますよね、休憩かけている時間が非常に長いじゃないですか、そういう時、音声切ったり入れたり議員の判断と執行部の判断ですけども、なぜ、休憩が入るのか、長いのか、それをちょっと説明をしていただけないかと思ってね。

要するに視聴者の方から休憩長すぎて、画像だけ流れて音声流れてこないと、そこで肝心な話をしているんだろうけど、聞こえないと。僕らが休憩かける意味ですよね、それ説明できます？　僕が説明しましょうか。

○　當山清彦議長

これに関しては協議会で諮りたいと思います。休憩は議員個人の権利ですので。どうぞ。

○　４番　金城渉議員

分かりました。ユーチューブご覧になっている方々に、休憩中何を言っているかわからんというご質問が非常に多くてですね、このご説明しますと、質問に対して３回しか質問ができないので、応答が、時間なくて休憩を利用して細かい質疑応答をしています。なので、休憩中は各議員の判断で音声を入れたり切ったりしていますので、そこはご理解いただきたいと思っています。とりあえず１回休憩をお願いします。

○　當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

よろしいですか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３、議案第17号、令和８年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

〇　新里武広村長

議案第17号

令和８年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算について

令和８年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を必要とする。

令和８年度渡嘉敷村航路事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億3千453万6千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第１表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和８年３月11日提出　渡嘉敷村長　新里武広

以上、ご審議をお願いします。

〇　當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〇　５番　新垣一史議員

休憩お願いします。

〇　當山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第18号、令和８年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○　新里武広村長

議案第18号

令和８年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算について

令和８年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を必要とする。

令和８年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億1千163万6千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第１表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3千万円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

令和８年３月11日提出　渡嘉敷村長　新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○　富山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

再開いたします。

日程第５、議案第19号、令和８年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○　新里武広村長

議案第19号

令和８年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算について

令和８年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を必要とする。

令和８年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ806万1千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第１表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400万円と定める。

令和８年３月11日提出　渡嘉敷村長　新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○　當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

進行してよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第20号、令和８年度渡嘉敷村簡易水道事業会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

〇　新里武広村長

議案第20号

令和８年度渡嘉敷村簡易水道事業会計当初予算について

令和８年度渡嘉敷村簡易水道事業会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を必要とする。

令和８年度渡嘉敷村簡易水道事業会計予算

第１条　令和８年度渡嘉敷村簡易水道事業会計の予算は第２条から第９条に定めるところによる。

令和８年３月11日提出　渡嘉敷村長　新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

〇　當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〇　５番　新垣一史議員

簡易水道事業会計予算書、すぐ裏ですね、令和８年度渡嘉敷村管理水道事業会計予算の第２条のほうにあります給水戸数415戸となっているんですけれども、令和７年が470でマイナス55戸、結構な数減っているのが気になるのと、あとその下のほうの収入、営業収益、水道料金の収入が55戸減っているんですが、去年の金額から1千円しか変わってないという理由を聞きたいです。

〇　山城淳観光産業課長

お答えします。給水戸数については、住基台帳から来ているので、これは住基台帳の数、人口だったり戸数ということになろうかと思います。給水については、基本的には極端な戸数は減ってはいないんですが、住基台帳からのものなので、水道台帳とちょっと誤差が

あるかなと思いはしましたんですが、一応は特に大幅な変更はないです。

〇　５番　新垣一史議員

戸数は去年の戸数のあれが多すぎたということですかね、営業収益のほうは実績等とも踏まえるとこれぐらいだろうということで出した金額ということでよろしいですか。

〇　山城淳観光産業課長

はい、議員、おっしゃるとおりです。

〇　當山清彦議長

ほかに質疑はありませんか。

進行してよろしいでしょうか。

（「進行」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第21号、令和８年度渡嘉敷村下水道事業会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

〇　新里武広村長

議案第21号

令和８年度渡嘉敷村下水道事業会計当初予算について

令和８年度渡嘉敷村下水道事業会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第１項第２号の規定により議会の議決を必要とする。

令和８年度渡嘉敷村下水道事業会計予算

第１条　令和８年度渡嘉敷村下水道事業会計の予算は第２条から第８条に定めるところによる。

令和８年３月11日提出　渡嘉敷村長　新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

〇　當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第22号、渡嘉敷村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○　新里武広村長

議案第22号

渡嘉敷村過疎地域持続的発展計画の策定について

渡嘉敷村過疎地域持続的発展計画を定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１項の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

渡嘉敷村過疎地域持続的発展計画を定めることについては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１項の規定により、議会の議決を必要とする。

令和８年３月11日提出　渡嘉敷村長　新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○　富山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○　４番　金城渉議員

休憩で。

○　富山清彦議長

休憩いたします。

再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

再開いたします。

日程第９、発議第１号、渡嘉敷村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○　１番　與那嶺雅晴議員

発議第１号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和８年３月11日

渡嘉敷村議会議長　當山　清彦　殿

提出者　渡嘉敷村議会議員　與那嶺　雅晴

賛成者　渡嘉敷村議会議員　玉城　保弘

渡嘉敷村議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第２項の規定により、議会の議決を得たいので提出します。

（提案理由）

渡嘉敷村議会業務継続計画（議会ＢＣＰ）策定に伴い、議会内において災害等の対応に係る協議、並びに関係規定を整理する必要があるため、本案を提出する。

以上が提案理由でございます。ご審議ください。

○　當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第１号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、発議第２号、沖縄の離島振興に関する要望決議についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○　３番　玉城保弘議員

発議第２号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和８年３月11日

渡嘉敷村議会議長 當山 清彦 殿

提出者　渡嘉敷村議会議員　玉城　保弘

賛成者　渡嘉敷村議会議員　金城　渉

沖縄の離島振興に関する要望決議について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第２項の規定により、議会の議決を得たいので提出します。

沖縄の離島振興に関する要望決議について

沖縄県内の離島においては、これまで沖縄振興交付金をはじめとした沖縄振興予算や税制上の特例措置により、離島住民の交通･生活コストの低減や観光リゾート産業の振興が図られるなど､県内離島の産業の振興及び住民生活の安定向上に大きく寄与しております。

しかしながら、離島の多くは人口規模や経済規模が小さいほか、生活・産業活動の条件が厳しく、沖縄本島及び本土と比較して生活環境及び産業基盤の整備等が低位にある状況は残念ながら改善しておりません。

つきましては、沖縄県内の離島の更なる振興発展を図るために、下記事項の実現方について、特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

記

1　離島医療･保健の充実強化について

2　航路･航空路運賃低廉化、離島住民運賃割引支援に燃油サーチャージを含めた経費全額の補助対象化について

3　台風災害による支援策について

4　海岸漂着ゴミ処理対策について

5　港湾等の整備促進について

6　伊是名島・伊平屋島間架橋の整備促進について

以上、決議する。

令和８年３月11日　　　　　　　　　　　　　沖縄県渡嘉敷村議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣

環境大臣、経済産業大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事、沖縄県議会議長

以上、ご審議をお願いいたします。

○　當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第２号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、発議第３号、日米地位協定の見直しに関する要望決議についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○　５番　新垣一史議員

発議第３号

令和８年３月11日

渡嘉敷村議会議長　當山　清彦　殿

提出者　渡嘉敷村議会議員　新垣　一史

賛成者　渡嘉敷村議会議員　金城　渉

日米地位協定の見直しに関する要望決議について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第２項の規定により、議会の議決を得たいので提出します。

日米地位協定の見直しに関する要望決議

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、30の都道府県に130施設、約９万８千ヘクタールの米軍基地施設が所在している。

米軍基地を抱える全国の町村は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を抱えている。

特に、全国の米軍専用施設の約70%を占める沖縄県においては、米軍基地から派生する事件・事故や航空機騒音、米軍人・軍属等による犯罪が、戦後80年を経た今日においてもなお後を絶たず、また、環境や人体に影響を及ぼす可能性が指摘されている高濃度の有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）が米軍基地周辺の井戸や地下水から検出され、水源等の汚染が懸念されているが、基地内の立ち入り調査ができず原因が特定できないため汚染除去等適切な対応が困難な状況となっており、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている。

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、昭和35年に締結されて以来、64年以上もの間１度も改正されていない。

これまで国は運用改善等で対応しているが、米軍基地から派生する様々な事件・事故等から国民の基本的人権の擁護と環境保全には不十分であり、根本的な解決のためには日米地位協定を抜本的に見直す必要がある。

よって、日米地位協定を抜本的に見直しされるよう、強く要望する。

以上、決議する。

令和８年３月11日

沖縄県渡嘉敷村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、厚生労働大臣

環境大臣、沖縄基地負担軽減担当大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣

外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長

以上、ご審議をお願いします。

○　當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第３号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、発議第４号、水難事故検証及び防止対策委員会の設置についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○　４番　金城渉議員

発議第４号　令和８年３月11日

渡嘉敷村議会議長　當山　清彦　殿

提出者　渡嘉敷村議会議員　金城　渉

賛成者　渡嘉敷村議会議員　玉城　保弘

水難事故検証及び防止対策委員会の設置について

上記の議案を、会議規則第14条第２項の規定により、議会の議決を得たいので提出します。

（提案理由）

令和７年度に本村で発生した水難事故について、これまで検証がされておらず、議会において、当該事故の調査及び今後の事故防止対策として、水難事故検証及び防止対策委員会を設置する必要があるため、本案を提出する。

なお、本委員会は、議会の閉会中も継続調査することとし、調査期間は議決の日から調査終了までとする。以上です。

○　當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第４号を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

「水難事故検証及び防止対策委員会」委員の選任につきましては、委員会条例第３条第１項の規定により、議長を除く　１番與那嶺雅晴議員、３番玉城保弘議員、４番金城渉議員、５番新垣一史議員、以上４名を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、「水難事故検証及び防止対策委員会」委員については、議長を除く４名をもって構成し、設置することに決定いたしました。

なお、本件については、これに付託のうえ、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。つきましては、この際、正副委員長も互選を行いたいと思います。

本日の委員会は、委員会条例第５条第１項の規定により、議長が招集することとなっておりますので、ただ今から、議員控室において「水難事故 検証及び防止対策委員会」を招集いたします。

休憩いたします。

再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された「水難事故検証及び防止対策委員会」において、正副委員長の互選が行われました。その結果をご報告いたします。

委員長、金城渉議員。副委員長、玉城保弘議員。

以上のとおり、決定しましたので、ご報告いたします。

日程第13、議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣については、お手元にお配りしたとおりであります。

お諮りします。

議員派遣の件について別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

質疑なしと認めます。よって議員派遣については別紙のとおり決定しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、令和８年第２回渡嘉敷村議会定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和８年第２回渡嘉敷村議会３月定例会を閉会いたします。

（閉会　午前11時47分）

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

渡 嘉 敷 村 議 会 議 長 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員（議席番号３番）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員（議席番号４番）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿